

3．海外におけるグリーン公共調達制度及び環境ラベル等に関する調査

3 - 1．海外のグリーン公共調達制度における環境ラベルの取扱い状況等調査

国等の機関および地方公共団体等は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（以下、グリーン購入法という）の基本方針に準じて各機関の基本方針を定めて調達を推進しているが、実務的には、特定調達品目毎に定められている「判断の基準」の項目を入札仕様書等に転記して調達を行うことが一般的である。このとき、「判断の基準」の項目には具体的な基準値等を設定しているため、調達する環境物品等が各項目を満足しているかを確認する必要が生じる。

日本におけるグリーン公共調達(Green Public Procurement: GPP)をより効率的に実施するためには、既存の環境ラベルを活用していくことで調達品目の選定・確認を易化し、業務量を削減することが効果的である。このため、グリーン購入法では基本方針「3．その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項 - (6)環境物品等に関する情報の活用と提供」に「～エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための取組であるカーボン・オフセットの認証に関するラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする」と規定し、「グリーン購入の調達者の手引き」等により、その活用を促進している。

今後、さらにグリーン購入実施率を高めていくためには、特に中小地方公共団体等、人員に余裕のない組織において、より簡便な方法で調達品目を選定・確認できるようになることが望まれる。過年度の本調査結果では、中国や韓国、台湾のように直接的に環境ラベル製品を指定して調達することでグリーン購入実施率を高めている事例がある。日本のグリーン購入法においてもこのような海外の事例を参考とすることも考えられるが、法律等に具体的な環境ラベル等を指し示すことは非関税障壁として WTO 政府調達協定の問題となる場合が考えられる。そこで本項では、諸外国における環境ラベルを使用したグリーン購入の運用実態および WTO 政府調達協定との関係整理を重点項目とした調査を行い、国内制度との比較検討および調査結果を踏まえ、日本国内における環境ラベルの活用方法を整理した。

3 - 1 - 1 諸外国における環境ラベルを使用したグリーン購入の運用実態および WTO 政府調達協定との関係に関する調査

本調査では、環境ラベルを使用した GPP を実施している 17 か国を選定し、該当国の担当者(行政側制度政策担当者、環境ラベル事業担当者および調達担当者)にインタビューを打診し、最終的に 15 カ国に対してオンライン会議または電子メールによるインタビューを実施した。この調査をより効率的に実施するために、予め、当該国についてインターネットおよび報告書(公表資料)等を基に GPP 関連法規の基礎調査を行った。その結果をもとに国毎に質問項目を作成、事前に相手側に送付、インタビューに臨んだ。インタビュー対象国および相手側担当者を表 3-1-1 に示す。

なお、本調査の基礎的な情報となる WTO 政府調達協定の詳細については、平成 28 年度の本業務の報告書「3 - 1 - 6 WTO と GPP、環境ラベルの関連について」にて調査実施済であるので参照されたい。公共調達に係る WTO 政府調達協定の概要を [図 3-1-1](#) に示す。

また、本調査にあたっては、調査対象国の GPP 法令において、条文上、環境ラベル等の取り扱いがどのように反映されているかを把握しなければならない。調査対象国の GPP 法令および環境ラベル等を指し示している箇所の概要を表 [3-1-2](#) に示す。

表 3-1-1. インタビュー対象国および相手側担当者一覧

No.	国	属性	ヒアリング機関	実現	EL 活用	備考
1	韓国 G	EL	韓国環境産業技術院(KEITI)	○	B	<ul style="list-style-type: none"> ・実質、環境ラベル製品の調達義務 ・GPP 法あり(日本の G 法に相当)
		行政	韓国環境部			
2	中国	EL	中環連合(北京)環境認証センター有限公司(CEC)	○	B	<ul style="list-style-type: none"> ・実質、環境ラベル製品の調達義務 ・対象品目リストが半年に一度公開
		行政	生態環境部			
3	台湾 G	EL	環境発展財団(EDF)	○	B	<ul style="list-style-type: none"> ・実質、環境ラベル製品の調達義務
		行政	環境保護署(EPA)			
4	タイ	EL	タイ環境研究所(TEI)	○	B	<ul style="list-style-type: none"> ・GPP 法なし(閣議決定の GPP 計画に基づき実施) ・GPP 基準を設定 適合状況を登録する「グリーンカート」制度あり。登録期間(2年)後は、タイ・グリーンラベル取得必須
		行政	公害監視局(PCD)	○		
5	マレーシア	EL	SIRIM		C	<ul style="list-style-type: none"> ・マレーシア科学技術・イノベーション省の国有企業 MGTC が運営する「MyHijau」マーク取得製品を調達 GEN 加盟タイプ ラベルは、MyHijau にみなし適合
		行政	マレーシアグリーンテック(MGTC)			
6	香港 G	EL	Green Council	○	C	<ul style="list-style-type: none"> ・GPP 法なし(ガイドラインとして基準を公開) ・エネスタ、FSC、PEFC をはじめ GEN 加盟タイプ ラベルの活用を推奨
		行政	環境保護署(EPD)			
7	シンガポール G	EL	シンガポール環境協議会(SEC)	○	C	<ul style="list-style-type: none"> ・白い印刷用紙はシンガポールグリーンラベル認定製品の調達が推奨されている
		行政	環境庁(NEA)	×		
8	イスラエル G	EL	イスラエル規格協会		C	<ul style="list-style-type: none"> ・GPP 法ないが、省庁の取組は義務 ・タイプ ラベルの活用を推奨
		行政	政府調達管理局または環境保護省			

9	欧州連 合G	EL	欧州委員会	○	A	<ul style="list-style-type: none"> ・GPP 基準を制定、加盟国に活用を推奨 ・EU エコラベルは原則、GPP 基準の上位互換
		行政	(European Commission)			
10	ドイ ツ G	EL	連邦環境庁(UBA)	○	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ブルーエンジェルを積極利用 ・「公共調達法の近代化に関する規則」に EU 公共調達指令のラベル規定を反映
		行政	連邦環境庁(UBA)	○		
11	スウェ ー デン G	EL	TCO Development	○	A	<ul style="list-style-type: none"> ・GPP 法なし。国家調達庁が基準をガイドラインとして公表、活用を推奨 ・タイプ ラベルの活用も推奨 ・「スウェーデン公共調達法」に EU 公共調達指令の環境ラベル規定を反映
		行政	国家調達庁			
12	ノルウ ェー G	EL	エコラベリング・ノルウェー	○	A	<ul style="list-style-type: none"> ・公共調達局(ANS)がガイドラインを作成、活用を推奨。タイプ ラベルの活用も推奨 ・「公共調達規則(FOR-2016-08-12-974)」に EU 公共調達指令の環境ラベル規定を反映
		行政	公共調達局(ANS)			
13	デンマ ーク G	EL	エコラベリング・デンマーク	○	A	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共調達法」第 46 条に EU 公共調達指令の環境ラベル規定を反映 ・コペンハーゲン市は、一部の品目で環境ラベル認定製品の調達が義務
		行政	コペンハーゲン市	○		
14	イタリ ア G	EL	国立環境保護研究所(ISPRA)	○	A	<ul style="list-style-type: none"> ・「GPP に関する国家行動計画(PAN GPP)」によって取組が義務 ・「調達契約コード(Decree n.50/2016)」に EU 公共調達指令の環境ラベル規定を反映 ・ミニマム基準としてイタリア独自の GPP 基準を設定 上位基準を持つタイプ ラベルを参照
		行政	環境・国土海洋保全省(MATTM)			
15	アメリ カ G	EL	Green Electronics Council(GEC) (EPEAT)	○	A	<ul style="list-style-type: none"> ・大統領令により 95%以上の調達契約を持続可能な製品・サービスを含めると規定 ・EPA が参照可能な環境ラベルリストを公表、活用を推奨 ・EPEAT 対象品目は、調達の 95%以上が EPEAT 製品であることが求められる
		行政	アメリカ環境保護庁(EPA)	○		

16	オーストラリア G	EL	グッド・エンパイロンメンタル・チョイス・オーストラリア (GECA)	○	A	・ガイドラインを設定(自主的取組)。 一部、環境ラベル活用も推奨
		行政	産業・科学・エネルギー資源省			
17	フランス G	EL	フランス環境エネルギー管理庁(ADEME)	×	A	・「SPPに関する国家行動計画」によって SPP を推奨 ・「公共調達に関する政令 n° 2016-360」に EU 公共調達指令の環境ラベル規定を反映
		行政	フランス環境エネルギー管理庁(ADEME)	×		
		他	Expertise France	○		

(凡例)

EL : Eco Label (環境ラベル) G : WTO 政府調達協定 (GPA) 受託国

A : 法令にて参照可能ラベルの条件を策定、B : 法令等にて環境ラベルを指定、C : 特定ラベルに言及も、それ以外を排除しない

○ : インタビュー実施、打診したがインタビュー辞退、×打診したが回答なし

WTO 協定 (WTO 設立協定及びその附属協定) 一覧

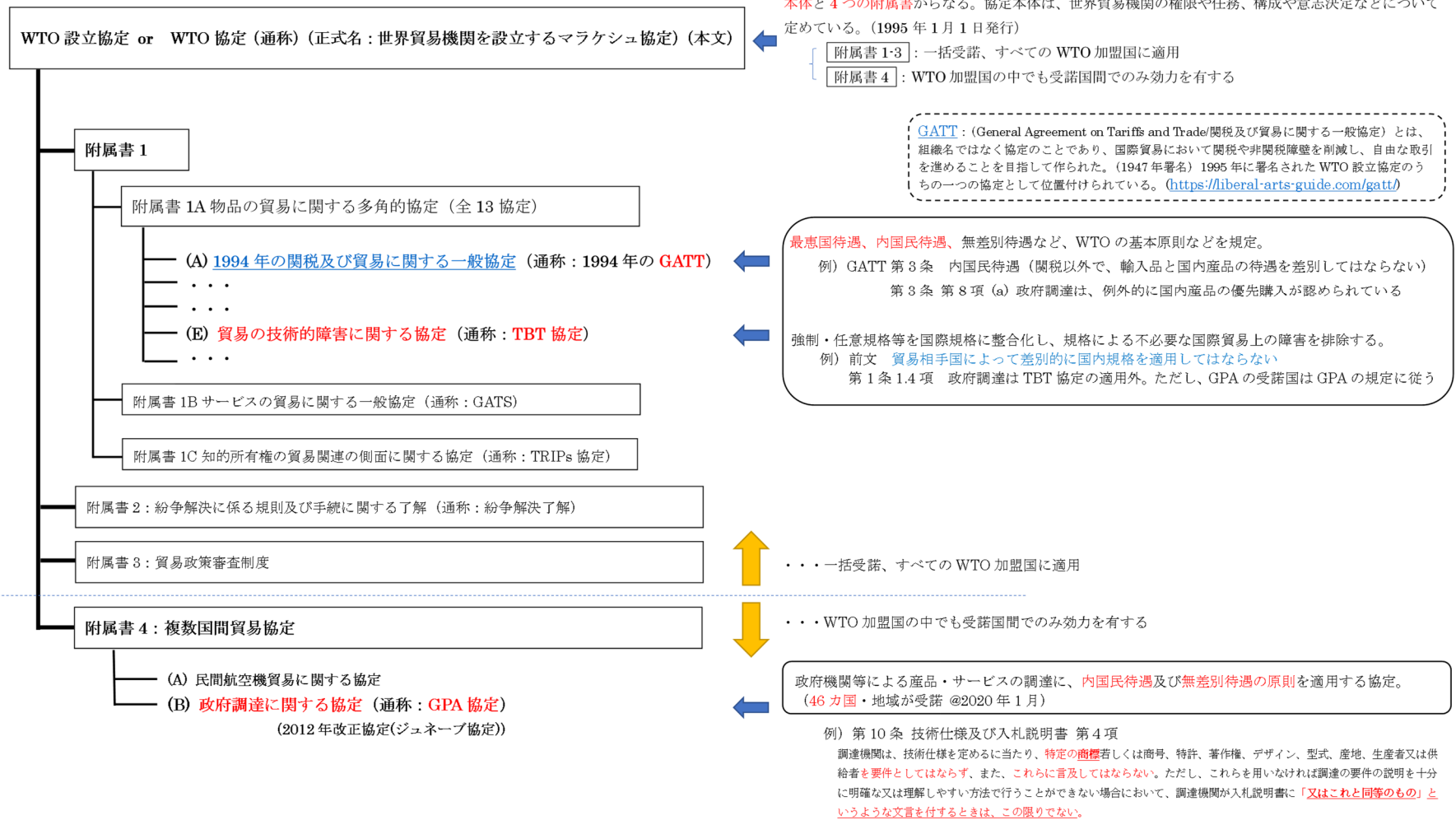


図 3-1-1. 公共調達に係る WTO 政府調達協定の概要


表 3-1-2. 調査対象国の GPP 法令および条文の概要

	国・地域	GPP を規定する法令	法令種類	所管官庁	法的拘束力 (中央省庁等)	GPP 基準	活用環境ラベル	EL 運用実態	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
1	韓国 G	<p>環境配慮型商品の購入促進法 (2005 年)</p> <p>日本の G 法と同様に GPP に特化した法律</p> <p>2020 年 1 月 29 日改正 (同年 7 月 30 日施行) (韓国語)</p> <p>「環境配慮型商品の購入促進法」で環境配慮型製品を定義し、その下位法である「環境技術及び産業支援法」にて韓国環境ラベルを指定。ただし、「韓国環境ラベル」の文言の表記はないが、韓国環境ラベル制度の法的根拠は「環境技術及び産業支援法」。</p>	法律	環境部 韓国調達 庁(PPS)	義務	×	 韓国環境ラベル (韓国環境産業技術院: KEITI)  グッドリサイクル ルマーク(資源循環産業振興協会)	実質、対象環境ラベル認定製品から調達	<p>環境配慮型商品の購入促進法</p> <p>2-2 条 (適用範囲)</p> <p>本法に基づくグリーン製品の対象は以下の通り: <2011 年 4 月 28 日 No.109615 及び 2013 年 5 月 13 日 No.11690 にて改定></p> <p>1. 環境技術及び産業支援法の 17 条(1)に示される環境マークの認証の対象であって、その認証もしくは製品毎の認証基準を満たす製品、もしくは同法の 17 条(3)に従って環境部長官によって公的に通知され、決定された製品</p> <p>2. 資源の節約とリサイクル促進に関する法律の第 33 条及び産業技術革新法の第 15 条に従って産業通商資源部長官によって公的に通知され、決定されたリサイクル製品の品質認証の対象製品であって、その認証もしくは認証基準を満たす製品</p> <p>3. 関連部の長官との相談のうえ、環境部長官によって公的に通知され、基準に適合する品目毎の他のグリーン製品</p> <p>----- 環境配慮型商品の購入促進法 (2020 年 1 月改訂版) (韓国語のみ)</p> <p>Google 翻訳ママ</p> <p>1. 「環境技術と環境産業支援法」第 17 条第 1 項に基づく環境標識の認証のための対象製品として認定を受けた商品又は同条第 3 項の規定により環境部長官が定めて告示する対象製品ごとの認証基準に適した商品</p> <p>1 の 2. 「環境技術と環境産業支援法」第 18 条第 1 項に基づく環境成績表示の認証を受けた製品の中で、環境部長官が定めて告示する基準に基づいて「低炭素グリーン成長基本法」第 2 条第 9 号に伴う温室効果ガスの排出量を減らした製品</p> <p>2. 「資源の節約とリサイクル促進に関する法律」第 33 条及び「産業技術革新促進法」第 15 条に基づいて、産業通商資源部長官が定めて告示するリサイクル製品の品質認証対象品目としての認証を受けた</p>

									<p>商品や認証基準に適合した商品</p> <p>3.その他のグリーン製品として、環境部長官が関係省庁長官と協議して告示する対象品目別の判断基準に適合した商品</p> <p>環境技術及び産業支援法 2020年3月31日改訂版(韓国語のみ)</p> <p>17条(環境ラベルの認証)</p> <p>(1) 環境部長官は、同様の目的の製品と比べて、環境影響が改善する製品に環境ラベルの認定を授与する(環境に影響を装置、素材、サービスを含む; 同様のことを以下にも適用する) <2014年5月24日 No.12523 によって改定></p> <p>(2) 1項にある認証を取得しようとする人は、大統領令に基づき、環境部長官に申請する</p> <p>(3) 1項にある環境ラベルの認証の対象となる製品の選定及び取消についての必要事項は、大統領令に従う。また、各製品の認証基準は、環境部長官によって定められ、公布される。</p>
2	中国	<p>省エネ商品、政府調達の実施に関する意見(財庫〔2004〕185号)</p>	規則	<p>財政部</p> <p>国家発展改革委員会(NDRC)</p>	推奨	×	 <p>中国環境ラベル(節能ラベル)(中国品質認証センター(CQC))</p>	<p>実質、対象環境ラベル認定製品から調達(政府調達リストへの掲載条件が節能ラベルもしくは中国環境ラベル取得。また、2019年に政府調達リストの仕</p>	<p>省エネ商品、政府調達の実施に関する意見(財庫〔2004〕185号)</p> <p>3. 財務省と国家発展改革委員会は、政府調達改革の進捗状況と省エネ製品の技術と市場の成熟度を総合的に検討し、国の認定を受けている省エネ製品認証機関によって認定された省エネ製品から、カテゴリごとに政府調達の範囲を決定します。「省エネルギー製品の政府調達リスト」(以下「省エネルギーリスト」という。)のフォームを発行。省エネルギーリストに新たに追加された省エネルギー認証製品は、財務省と国家発展改革委員会により、やがて決定、公表、調整されます。</p> <p>6. 政府が省エネリストの製品を購入する場合、同じ技術、サービス、およびその他の指標の条件の下で、省エネリストに記載されている省エネ製品を最初に購入する必要があります。</p>
		<p>環境ラベル商品、政府調達の実施に関する意見(財庫〔2006〕90号)</p>	規則	<p>財政部</p> <p>環境保護総局(現:生態環境部(MEE))</p>		×	 <p>中国環境ラベル(中環連合(北京))</p>	<p>様が変わり、ラベル取得製品の列挙から、対象品目のみの掲載となった)</p>	<p>環境ラベル商品、政府調達の実施に関する意見(財庫〔2006〕90号)</p> <p>3. 財務省と州環境保護局は、政府調達改革の進展と環境ラベル製品の技術と市場の成熟度を包括的に検討します。国の認定を受けた環境ラベル製品認証機関によって認定された環境ラベル製品の中から、「環境ラベル製品政府調達リスト」「(以下、リストと呼びます)」フォームで、優先調達の対象範囲をカテゴリ別に決定します。</p> <p>財務省と州環境保護局はリストをやがて調整し、文書の形で公開し</p>

							認定センター有 限公司(CEC))		ます。 6. 購入者が購入した製品はリストの目的に属しており、性能、技術、サービス、およびその他の指標の条件が同じ場合は、 <u>リストの製品を最初に購入する必要があります。</u>
3	台湾 G	<p>政府調達法(1998)</p> <p>資源リサイクル法 (2002)</p> <p>再生材料を使用した製品の一定率以上の調達を要求している(台湾グリーンマークは基準を満たすものとみなされている)</p> <p>政府機関による環境配慮型商品の優先調達における施策</p> <p>対象となる環境ラベルを指し示している。</p>	法律	環境保護署 (EPA)	義務	×	 グリーンマーク (環境発展財団(EDF))	<p>環境ラベル製品の優先調達が求められている (約 170 の対象品目のうち、約 50 品目弱でグリーンマーク認定製品の優先調達を義務、一部の品目において第 2 類グリーンマーク(EDF)</p> <p> 省エネラベル</p> <p> 節水ラベル</p> <p> グリーン建材ラ</p>	<p>政府調達法 第 96 条 機関は、政府によって許可された環境保護マークの使用が認められた製品、及び、同様あるいは類似の機能を持つ製品を優先することを<u>入札書類に記載することができる。</u>なお、その優先調達において <u>10%以下の価格差を許可する。</u>また、製品あるいはその原材料が、再生材料、リターナブル製品、低公害あるいは省エネの要件に適合する方法で製造、使用、及び廃棄される場合にも、このような優先順位が与えられる。 前項は、社会的便益を増加または社会的コストを削減し、同じまたは類似の機能を必要とする他の製品に必要な変更を加えて適用するものとします。 前の 2 つの段落で言及されている製品の 카테고리 と適用範囲、およびそれらの実施規則は、責任主体、行政院環境保護局、およびその他の有能な主体によって共同で規定されるものとします。</p> <p>政府機関による環境配慮型商品の優先調達における施策</p> <p>第 3 条 政府調達法第 96 条の第 1 パラグラフで言及されている政府承認の環境保護ラベル(以下、エコラベルという)の使用を許可された製品とは、環境保護署によって公表された環境保護製品の一つで、以下の要件を満たす製品である。(以下、第 1 類商品という)： 1. 行政院環境保護署(以下、環境保護署という)からエコラベルの使用が承認された製品。 台湾グリーンマークを指す 2. 本国と相互認証協定に達した国外エコラベルの使用が許可された製品。</p> <p>第 4 条 政府調達法第 96 条の第 1 段落で言及されている製品またはその原材料の製造、使用プロセス、および廃棄物処理が、リサイクル材料、リサイクル可能、低汚染、または省エネ要件に適合するように製造、使用、廃棄される製品または原材料とは環境保護署によって公表されるエコラベル製品ではないものの、環境保護署によって条件を満たすも</p>

							ベル		<p>のとして承認され、認定書を発行された製品をいう(以下、第 2 類商品という)。 台湾第 2 類グリーンマーク製品を指す</p> <p>第 6 条</p> <p>政府調達法第 96 条の第 2 段落で言及されている社会的便益を与える製品、もしくは社会的コストを削減する製品とは、所管認定機関によって要件を満たす製品として認定され、認定書が発行された製品をいう(以下、第 3 類商品という)。 省エネラベル、節水ラベル、グリーン建材ラベル認定製品を指す</p>
4	タイ	<p>規定する法令なし</p> <p>第 3 次 GPP 計画 (2017-2021)</p> <p>(注:第 1 次 GPP 計画は 2008 年 1 月 22 日に閣議決定)</p>	政策	<p>天然資源環境省公害監視局 (PCD)</p>	推奨	○	 <p>グリーンカート</p>  <p>グリーンカード(PCD)</p>  <p>グリーンラベル(TEI)</p>  <p>グリーンホテル</p>  <p>グリーンリーフ</p>  <p>グリーンリーフ</p>	<p>グリーンカート登録製品もしくはグリーンラベル認定製品の調達</p> <p>グリーンカートの登録期間である 2 年を経過後の対応として、グリーンラベル取得を推奨</p>	<p>「GPP 計画」の原文資料(タイ語含む)は確認できず。</p> <p>環境配慮型商品とサービスの調達に関する省令(2008 年 8 月 25 日)</p> <p>(注:省令かどうかは不明。翻訳もしくはヒアリング対象者に確認する必要あり)</p> <p>(注:日本語訳は、機械翻訳を参考に意識したものであるため、正確な意味・意図の把握には、専門家による原文の翻訳が必要)</p> <p>本件についての議論は以下の通りである</p> <p>1 議論</p> <p>1.1 天然資源環境省の公害監視局の局長は、政府機関の環境に配慮した調達計画を説明した。~中略~ 政府機関が調達するあらゆる種類の部一品・サービスは基準を満たしている必要がある。それは、環境に配慮した仕様で、グリーンラベルを取得した商品、またはグリーンリーフである。しかし、これは決意である。目標の一つは、環境に配慮した商品とサービスの基準を有することである。前述の条件は、商品・サービスの販売者との対立や差別にはならない。また、条件を満たすサービスには、タイで少なくとも 3 つの製造業者/販売業者を考慮する必要がある。</p> <p>1.2 商務省の代表者は、天然資源環境省によって提案された措置は WTO が示す非関税障壁に該当する可能性を指摘した。 貿易相手国との貿易紛争を防止するためであり、商品・サービスの提供者間の差別を防ぐためではない。</p> <p>PCD 発行「環境配慮型商品・サービス調達マニュアル」</p>

							グリーンインダストリー	5 環境配慮型商品とサービスの調達ガイドライン 環境配慮型商品・サービスの調達ステップは以下の通り。 1) 商品；グリーンラベル認定商品、もしくは設定されている環境配慮商品・サービス基準を満たす商品（注：本マニュアルの文脈よりPCDが管理する登録制度「グリーンカート」を指し示していることが明白）の購入を検討する。また、それらの商品は http://ptech.pcd.go.th/gp/にて検索が可能 2) ホテルサービス；グリーンリーフ認定ホテル、もしくは天然資源環境省環境保全推進局(DEQP)からグリーンホテル認定を取得したホテルの使用を検討する 3) その他のサービス；環境配慮型商品・サービスの基準に適合したサービスの使用を検討する。また、それらは http://ptech.pcd.go.th/gp/にて確認できる 4) グリーンラベル認定品やグリーンカート登録製品が市場にない場合、グリーンインダストリーLevel4 もしくはそれ以上の認定を受けた事業者が製造した製品を調達する
		電子市場及び電子入札の調達ガイドラインに係る首相府通達 (2015年2月4日) タイ語	調達					
		公共調達・供給管理法 (2017年) 公共調達の一般規則を定める	法律					
5	マレーシア	第11次マレーシア計画 (2016~2020) (2015)	政策	財務省 科学・技術・イノベーション	義務	○	 MyHijau マーク	MyHijau マーク製品の調達 特になし 運用で、環境配慮型製品を以下の通り規定している。

		グリーン政府調達の実施に関する財務省通達 (2014) GGP ガイドライン Ver.2 (2018) GGP : Government Green Procurement	通達 ガイドライン	ヨ ン 省 (MOSTI, 旧 MESTEC C) マレーシア グリーンテ ック (MGTC)、 他			(MGTC)  GEN 加盟タイプ 環境ラベル		<ul style="list-style-type: none"> ・ MOSTI の国営企業 MGTC が運営している MyHijau 制度に登録された製品は、基準に適合しているとみなされる。 ・ MyHijau マークの活用については、法令で規定されているわけではなく、ガイドライン等により運用によって推奨されている。 ・ MyHijau の登録条件の一つとして、GEN 加盟タイプ 環境ラベルの取得が求められている。
6	香 港 G	規定する法令なし 公共調達ポリシー	政 策 (方針)	環境保 護 署 (EPD)	市場に十 分なグリ ーン製品 がある品 目：考慮が 義務 それ以外： 推奨	○	 省エネラベル  エネスタ  GEN 加盟タイ プ 環境ラ ベル	省エネラベル、エ ネスタ、FSC の 活用を参照する ほか、GEN 加盟 タイプ 環境ラ ベルの参考利用 も推奨	特になし 調達の参考情報として環境ラベルの活用を EPDWeb サイトで紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・ 推奨環境基準（品目ごと） ・ 参考環境ラベル
7	シンガ ポール G	PSTLES イニシアテ ィブ(2006 年導入、 2014 年強化)	イニシ アティ ブ	エ ネ ル ギ ー 効 率 化 プ	推奨(白い 印刷用紙 はシンガ	×		白い印刷用紙は シンガポールグ リーンラベル認	PSTLES イニシアティブ 公共部門の環境持続可能性対策 略

				ロ グ ラ ム オ フ ィ ス (E2PO)) 環 境 庁 (NEA) が 所 管	ポ ー ル グ リ ー ン ラ ベ ル 認 定 製 品)		シンガポール グリーンラベ ル  省エネラベル	定製品の調達 が 推 奨 さ れ て い る	グリーン調達 ・公共部門の機関は、ライフサイクルコストを考慮して、最も費用 効果の高い機器を調達する必要がある。調達する新しいオフィス情 報および通信技術機器は、最新の EnergyStar 基準を満たす必要が ある。NEA の必須エネルギーラベリングスキームに基づく電化製 品の場合、公共部門はより高いティック(ランク)のアプライアンス を調達する必要がある(例えば、ランプとエアコンは少なくとも3 ティック(ランク)である必要がある)。 ・公的機関は、シンガポール環境評議会によってシンガポールグ リ ー ン ラ ベ ル の 認 定 を 受 け た 白 い 印 刷 用 紙 も 調 達 す る 必 要 が 有 る。
8	イスラエ ル G	規定する法令なし 政府決定第 1057 号「グ リーン政府 - 政府省庁 の運営の効率化(2009 年)及びその改正第 5090 号(2012)	政策	政府調達管 理局 環境保護省	義務	○	 グリーンラベル (イスラエル規格 協会)	活用を推奨	特になし 環境保護省の Web サイトでは、グリーン調達の実施にあたって、該 当する入札に係る環境基準がある場合は、環境保護省の Web サイト を確認することを推奨しつつ、もう一つの利用可能なツールとして世 界の環境ラベルを活用することを推奨しており、自国の「イスラエル グリーンラベル」を特に指し示すような記載も行われていない。
9	EU G	公 共 調 達 指 令 (2014/24/EU)	指令	欧州委員会 (EC)	推奨	○	 EU エコラベル (EC) 他タイプ 環境	求める環境基準の 証明方法の一つと して活用され始め ている	公共調達指令(2014/24/EU) 第 43 条 ラベル 1. 契約当局が特定の環境的、社会的またはその他の特性を備えた公 共工事、物品、または役務を調達する場合、技術仕様、授与基準また は契約の履行条件における、証明手段として具体的なラベルを要求し てもよい。ただし、そのラベルは以下の要件をすべて満たすこと。 (a) 環境ラベルの要求事項は、対象契約に関連し、かつ対象契約の公 共工事、物品、役務の定義が適切であること。 (b) 環境ラベルの要求事項は、客観的に検証可能で、かつ非差別的な 基準に基づいていること。

						<p>ラベルなど EC 発行ハンドブックなどで推奨</p>	<p>(c) 環境ラベルは、政府機関や消費者、社会団体、事業者、非政府団体など関連する全てのステークホルダーが参加可能で開かれたかつ透明性のある制度であること。</p> <p>(d) 環境ラベルは、全ての関連当事者に対してアクセスの容易性が保たれていること。</p> <p>(e) 環境ラベルの要求事項は、環境ラベルを申請する事業者による直接的な影響を受けない第三者機関により定められること。</p> <p>契約当局が、ラベルに関するすべての要求事項を満たす公共工事、物品、役務を要求しない場合、どのラベル要件を参照しているか示さなければならない。</p> <p>具体的なラベルを要求する契約当局は、公共工事、物品、役務が関連するラベルの要求事項を満たすことを証明するすべてのラベルを受領しなければならない。</p> <p>旧 EU 公共調達指令(2004/18/EC)</p> <p>前文（機械翻訳）</p> <p>(29) 公的購入者が作成した技術仕様は、公的調達を競争に開放できるようにする必要がある。このためには、技術的ソリューションの多様性を反映した入札を提出することが可能でなければなりません。したがって、機能的性能と要件の点で技術仕様を作成することが可能でなければならない。ヨーロッパ規格またはそれが存在しない場合は国内規格を参照する場合は、同等の取り決めに基づく入札を検討する必要があります。契約当局による。同等性を実証するために、入札者はいかなる形の証拠の使用も許可されるべきです。契約当局は、特定のケースでは同等性が存在しないという決定の理由を提供できなければなりません。特定の契約の技術仕様の環境要件を定義することを望む契約当局は、特定の製造方法や製品グループやサービスの特定の環境影響などの環境特性を規定する場合があります。彼らは使用できますが、ヨーロッパのエコラベル、(複数の)国のエコラベル、またはラベルの要件が描かれている他のエコラベルなどのエコラベルで定義されている適切な仕様を使用する義務はありません政府機関、消費者、製造業者、流通業者、環境団体などの利害関係者が参加できる手順を使用して科学情報に基づいて作成および採用され、すべての利害関係者がラベルにアクセスできて利用できるようにします。契約当局は、可能な場合は常に、障害を持つ人々のアクセシビリティ基準またはすべてのユーザーの設計を考慮に入れるために、技術仕様を定める必要があります。すべての入札者が契約当局によって確立された要件がカ</p>
--	--	--	--	--	--	-------------------------------	--

								<p>パーするものを知っているように、技術仕様は明確に示されるべきです。</p> <p>-----</p> <p>チャプター 仕様及び契約書類を管理する具体的なルール</p> <p>第 23 条 技術仕様 (機械本翻訳)</p> <p>6.契約当局が第 3 項(b)で言及されているように、性能または機能要件の観点から環境特性を規定する場合、ヨーロッパまたは(複数の)国内で定義されている詳細仕様、または必要に応じてその一部を使用できます。エコラベル、またはその他のエコラベル(ただし、以下を条件とする):</p> <p>これらの仕様は、契約の対象である供給またはサービスの特性を定義するのに適切です。</p> <p>ラベルの要件は科学的情報に基づいて作成され、エコラベルは、政府機関、消費者、製造業者、流通業者、環境組織などのすべての利害関係者が参加できる手順を使用して採用され、それらはすべての利害関係者がアクセスできます。</p> <p>契約当局は、エコラベルが貼られた製品およびサービスが契約書に定められた技術仕様に準拠していると推定されることを示す場合があります。彼らは、製造元の技術的な書類や公認機関からのテストレポートなど、他の適切な証明手段を受け入れる必要があります。</p>
10	ドイツ G	公共調達法の近代化に関する規則(VgV) (公共調達指令(2014/24/EU)を受けて、2016年4月に改正)	規則	連邦環境庁 (UBA) ドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子力安全省(BMUB) 連邦経済エネルギー省	推奨	○	 <p>ブルーエンジェル(BMUB, UBA)他複数の環境ラベルも品目に応じて活用を推奨</p>	ブルーエンジェルの積極的活用を推奨 公共調達法の近代化に関する規則(VgV) 第 34 条 品質ラベルを活用した適合証明 (1) 入札仕様書で要求された仕様に適合する供給、サービスの適合を示す証明として、契約当局は以下の 2 項の 5 つの要件を満たす品質ラベルの提出を要求してもよい。 (2) 品質ラベルは、以下のすべての要件を満たさなければならない。 1. すべてのラベルの要求事項は、セクション 31(2)に従った調達契約の目的に関連するとともに、性能の仕様を特定することにおいて適切であること。 2. ラベルの要求事項は、客観的に検証可能で、かつ非差別的な基準に基づいていること。 3. ラベルは、すべてのステークホルダーが参加可能で、開かれたかつ透明性のある制度であること。 4. ラベルは、すべての関連当事者にアクセスの容易性が保たれてい

				(BMW)				<p>ること。</p> <p>5. ラベルの要求事項は、ラベルを申請する当事者による直接的な影響を受けない第三者機関により定められること。</p> <hr/> <p>法的意見グリーン公共調達(2019年2月更新) 機械翻訳</p> <p>ページ 21</p> <p>また、ヨーロッパの法律 2 条および 41 条の指令 2014/24 / EU の下では、 B.ブルーエンジェルまたはフェアトレードシールは現在、明確に規制されています。これにより、調達局は、ドイツの法律で施行された後、自ら設定した持続可能性の基準の証明として品質マークと証明書を要求することが容易になります。品質マークの使用に関する要件の詳細な説明は、セクション 5.3.5 にあります。</p> <p>ただし、EU 指令の 41 条は「入札予定者や入札者」に関する条項であり、ブルーエンジェル、フェアトレードに関連する記述は一切見られない。おそらく、43 条の誤りか。</p> <p>3.1 国際法</p> <p>国際法に関しては、WTO で締結された 1994 年の政府調達協定 (GPA) が、共同体法の一部として加盟国を拘束する枠組みを形成しています。公正で透明な調達手順を保証する規定に加えて、特に、調達市場へのアクセスに関する締約国のそれぞれの義務が含まれています。条約の規定は、該当する EU 公共調達法に組み込まれています。2012 年 3 月、GPA の改革が解決されました。これには、環境面などの公共調達法の二次的目的の言及が含まれます。872014 年 4 月 6 日、修正された GPA が発効しました。</p> <p>ページ 29</p> <p>2014 年 4 月 17 日、立法手続きが 2 年以上続いた後、3 つの新しい EU 公共調達指令が施行されました。EU の公共調達法の改正の目的は、調達手続きを簡素化して柔軟性を高めること、電子調達を拡大し、調達手続きへの中小企業 (SME) のアクセスを改善することです。さらに、気候および環境政策の目標を達成するための戦略的側面は、エネルギー効率とライフサイクルコストの要件も含まれる、授与手順でさらに考慮される必要があります。特に注目すべきは、環境ラベルの使用に関する新しい規制です。たとえば、公的調達機関は、特定の条件下で、「品質ラベル」(環境ラベルを含む)を直接要求し、公的調達法(下記のセクション 5.3.1 を参照)の最小要件を満たしていれば、</p>
--	--	--	--	-------	--	--	--	--

									<p>詳細な技術要件を参照することが許可されています。</p> <p>ページ 64</p> <p>実用的なヒント： サービスまたは商品の技術仕様を決定するために、調達オフィスは、以下の意味の範囲内で承認の一括シールを使用できます。 サービスが明確かつ透過的に記述されている限り、セクション 34(2) VgV を参照してください。</p> <p>Blue Angel 環境ラベルとその受賞基準は、基本的にセクション 34(2) VgV の要件を満たしています。 対応する落札基準を参照するために、調達する製品の落札基準へのリンクを使用できます。</p> <p>連邦環境庁の Web サイトの「データベース環境基準」は、他の環境ラベルの概要を提供します。 データベースには、70 以上の製品グループのエコラベルやその他の情報が含まれています。 セクション 34(2) VgV の要件への準拠は、ケースごとにエコラベルをチェックする必要があります。</p>
11	スウェーデン G	スウェーデン公共調達法(2016) 国家公共調達戦略(2017)	法律 政策(戦略)	国家調達庁(ANS) 財務省	推奨	○	 	<p>環境基準の証明方法の一つとして活用</p> <p>スウェーデン公共調達法 チAPTER-9、セクション 13</p> <p>契約当局は、技術仕様や契約落札基準(Award criteria)、事業者要件(Contract Performance Conditions)において、以下の要件を満たす場合、商品やサービス、公共工事が要求された仕様を満たすことを証明する方法としてラベルを要求してもよい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ラベルの要求事項は、調達契約の目的に関連したものでなければならない。 2. ラベルの要求事項は、調達契約の目的に合致する公共工事、商品、サービスの仕様を特定することにおいて適切であること。 3. ラベルの要求事項は、客観的に検証可能で、かつ非差別的な基準であること。 4. ラベルは、すべてのステークホルダーが参加可能で、開かれたかつ透明性のある制度であること。 5. ラベルは、すべての関連当事者にアクセスの容易性が保たれていること。 6. ラベルの要求事項は、ラベルを申請する当事者による直接的な影響を受けない機関により定められること。 	

							環境ラベル		<p>ラベルがパラグラフ 1 の 3~6 項の条件を満たす場合であっても、調達契約の目的に関連しない要求事項が設定されない限り、契約当局はそのようなラベルを要求してはならない。しかし、調達契約の目的に関連し、目的の特性を特定するのに適しているのであれば、そのラベルの要求事項を参照することで技術仕様を特定することに使用してもよい。</p> <p>CHAPTER 9, SECTION 14 SECTION 13 に従って具体的なラベルを要求する契約当局は、その要求するラベルの要求事項と同等のラベルがある場合、その他のラベルも受領しなければならない。</p> <p>CHAPTER 9, SECTION 15 サプライヤーは、契約当局が要求する具体的なラベル、またはサプライヤーに起因しない理由で合理的な期限内で同等のラベルを取得できない場合、契約当局は他の適切な調査を受け入れなければならない。この調査は、製品やサービス、公共工事が示されたラベルの要求事項、もしくはSECTION 13 第 2 段落で示された通りラベルの具体的な要求事項を満たすことを示さなければならない。</p>
12	ノルウェー	<p>公共調達法 (LOV-2016-06-17-73) ただし、軽微な改正で 2020/7/27 現在は「LOV-2017-04-21-18」</p> <p>公共調達規則 (FOR-2016-08-12-974) ただし、軽微な改正があり 2020/7/27 現在は「FOR-2020-02-13-159」</p>	法律 規則	公共調達局 (ANS) Difi(the Agency for Public Management and eGovernment、地方自治・近代化	推奨	○	 <p>ノルディックス ワン、他</p>	<p>環境基準の証明方法の一つとして活用</p> <p>公共調達法 (LOV-2016-06-17-73)</p> <p>§ 8-6. ラベリング制度 調達者は、商品、サービス、または建設工事が、要件仕様、授与基準、または契約条件で指定されている環境、社会、またはその他の特性を持っていることの証拠として、特定のラベリング制度を要求する場合がある。ラベリング制度は、§ 15-3 で指定された条件を満たしている必要がある。</p> <p>§ 15-3. ラベリング制度 (1) 調達者は、商品、サービス、または建設工事が、要件仕様、授与基準、または契約条件で指定されている環境、社会、またはその他の特性を持っていることの証拠として、ラベリング制度を要求する場合がある。ラベリング制度とは、商品、サービス、建設作業、プロセス、または手順が必要なラベリング要件を満たしていることを確認する文書または証明書を意味する。調達者は、次の場合にのみ特定のラベリング制度を要求できる。</p>	

				省 (KMD) 管轄)				<p>a) ラベリング要件は、調達する商品、サービス、または建設工事の特性の説明に適している。ただし § 15-1(2)で述べたように、ラベリング要件は商品、サービス、または建設工事の特性に影響を与えない場合にも適用されることがある</p> <p>b) ラベリング要件は、検証可能かつ非差別的な基準に基づいている</p> <p>c) ラベリング制度は、関連する全ての利害関係者が参加できる開かれた透明な手順で開発される</p> <p>d) すべての利害関係者がラベリング制度を利用できる</p> <p>e) ラベリング要件は、ラベリング制度を申請するサプライヤーが影響を及ぼせない第三者によって設定される</p> <p>調達者は、すべてのラベリング要件を満たす必要がない場合、商品、サービス、または建設作業が満たすべきラベリング要件を指定するものとする。</p> <p>(2) 特定のラベリング制度を必要とする調達者は以下も受け入れなければならない。</p> <p>a) 商品、サービス、または建設工事が同様のラベリング要件を満たしていることを証明するその他のラベリング制度</p> <p>b) サプライヤーが自己の責任によらず、期限内にラベリング制度または同様のラベリング制度に参加できない場合、ラベリング要件が満たされていることを示すその他の文書。その他の文書には、製造元からの技術文書も含まれる</p> <p>(3) ラベリング制度がサブセクション (b) から (e) の要件のみを満たす場合、調達者は、調達する商品、サービス、または建設工事の特性の記述に適したラベリング要件を参照し、技術仕様を設計できる</p>
13	デンマーク	公共調達法 (2016年1月1月施行)	法律	環境・食糧省 SKI(National Procurement)	推奨	?	 <p>ノルディックスワン、他</p>	<p>環境基準の証明方法の一つとして活用</p> <p>公共調達法 機械翻訳 ブランド § 46。契約当局は、技術仕様において、授与の基準または契約の履行の条件において、特定の特性の文書として特定のマークを調達に提供することを要求する場合があります。</p> <p>(1) マーキング要件は、契約の主題に関連する要件にのみ関連し、契約の対象である作品、商品、またはサービスの特性を定義するのに適しています。</p>

				nt Ltd.)					<p>2) マーキング要件は、客観的に検証可能で差別のない基準に基づいて決定されます。</p> <p>3) ラベルは、関連するすべての利害関係者が参加できるオープンで透明な手順に基づいて作成されています。</p> <p>4) ブランドはすべての潜在的な入札者に利用可能であり、</p> <p>5) マーク要件は、マークを申請経済オペレータが決定的な影響力を行使していない人の上に第三者によって設定されています。</p> <p>PCS. 2. 契約当局がすべてのマーキング要件が満たされていると主張できない場合、契約当局は入札書類の関連するマーキング要件を参照する必要があります。</p> <p>PCS. 3. 特定のラベルを必要とする事業者は、同等のブランド要件に準拠するすべてのブランドを受け入れるものとします。</p> <p>PCS. 4. 調達エンティティは、次の場合に常に他の適切な文書を受け入れる必要があります。</p> <p>1) 入札者は、関係者に帰することができない理由により、該当する期限内に必要なマークまたは同等のマークを取得する機会がない、または</p> <p>2) 入札者は、該当する期限内に取得できたにもかかわらず、必要なマークを持っておらず、契約当局は、特定の後に、契約当局がこれに費やす必要のあるリソースなしで、マーキング要件が満たされていることを確認できます。不適切な程度の評価は、入札者が必要なマークを所有していることを確認するために契約当局が費やさなければならないリソースを超えています。</p>
14	イタリア	GPP に関する国家行動計画(PAN GPP)	政策	環境・国土海洋保全省(MATTM)	義務	○	 EU エコラベル  ブルーエンジェ	環境基準の証明方法の一つとして活用	調達契約コード(Decree n.50/2016) 第 69 条ラベル 1. 具体的な環境的・社会的要求やその他の要求事項を満たす公共工事や製品、サービスを調達する契約当局は、技術仕様や契約落札基準、事業者要件の要求事項に適合する証明方法の一つとして具体的なラベルを要求してもよい。ただし、そのラベルは以下の全ての条件を満たすこと。 (a) ラベルの要求事項は、調達契約の目的に合致するとともに、公共工事や製品、サービスの仕様に係る基準を特定することに十分であること。 (b) ラベリング要件は、検証可能かつ非差別的な基準に基づいていること。

							ル	<p>(c) ラベルは、政府機関や消費者、ソーシャルパートナー、製造事業者、流通事業者、非政府組織を含むすべてのステークホルダーが参加できるようなオープンで透明性が保たれた手順で制定されていること。</p> <p>(d) 環境ラベルは、全ての関連当事者に対してアクセスの容易性が保たれていること。</p> <p>(e) 環境ラベルの要求事項は、環境ラベルを申請する事業者による直接的な影響を受けない第三者機関により定められること。</p> <p>2. 契約当局が、これらすべてのラベルの要求事項を満たす公共工事や製品、サービスを要求しない場合、どのラベル要件を参照しているか示さなければならない。具体的なラベルを要求する契約当局は、公共工事、物品、役務が関連するラベルの要求事項を満たすことを証明するすべてのラベルを受領しなければならない。</p> <p>3. 事業者が契約当局より示された具体的なラベル、または合理的な期限内で同等のラベルを取得することができない場合、契約当局は自らが示した具体的なラベルや要求事項を満たす証明方法の一つとして事業者から提出される技術文書など、他の適切な証明手段を受け入れなければならない。</p> <p>4. ラベルがパラグラフ 1 の(b), (c), (d), (e)の条件を満たす場合であっても、調達契約の目的に関連しない要求事項が設定されない限り、契約当局はそのようなラベルを要求してはならない。しかし、調達契約の目的に関連し、目的の特性を特定するのに適しているのであれば、そのラベルの要求事項を参照することで技術仕様を特定することに使用してもよい。</p>
15	アメリカ G	大統領令 13834 号(大統領令 13693 号) 連邦調達規則 (FAR) Part23	行政命令 規則	環境保護庁 (EPA) エネルギー省 (DOE)、 農務省 (USDA)	義務 (調達契約の)		 EPEAT(GEC)  ECOLOGO(UL)	大統領令(13693号) セクション 3 (i) 調達契約、契約授与、調達の実効段階において、すべての調達が最大限実行可能な範囲で、それぞれ以下の環境性能や持続可能性要素を含むことを確認する調達を行うことによって持続可能な調達を促進する (i) 以下の要件について優先的に調達することを要求する法的義務を満たすことによって (A) EPA(連邦環境庁)によって指定された再生材料を含む製品 (B) EPA や DOE(エネルギー省)によって特定されている、エネルギースターや連邦エネルギーマネジメントプログラム(FEMP)認定製品等の省エネ、節水製品及びサービス

			アメリカ連邦調達庁 (GSA)	 <p>エネルギースタ —</p>  <p>BioPreferred (USDA)</p>  <p>ウォーターセン ス 他</p>	<p>(C) 農務省(USDA)によって指定された BioPreferred 製品やバイオベース製品</p> <p>(ii) 以下の EPA プログラムに含まれる持続可能な製品やサービスを調達する</p> <p>(A) 可能であれば、オゾン破壊物質の代替物質等に関する評価プログラム(SNAP)によって指定されている化学物質、オゾン層破壊物質や地球温暖化係数の高い HFC の代替物</p> <p>(B) ウォーターセンス認定製品及びサービス(節水製品)</p> <p>(C) セーフアークチョイス認定製品(より安全な成分を含む化学物質を含む製品)</p> <p>(D) SmartWay Transport パートナーや SmartWay 製品(燃費効率のよい製品やサービス)</p> <p>(iii) 環境配慮型製品やサービスの調達</p> <p>(A) 本大統領令の持続可能な調達に関する目標をより大きく達成することを目指す機関や求められた要望を満たす機関を支援するため策定された EPA によって推奨される仕様や基準、ラベルを満たすもしくは超えるもの。</p> <p>(B) 1995 年の国家技術移転促進法(NTTAA, Public Law 104-113)のセクション 12(d)及び行政予算管理局(OMB)による行政通達 Circular A119 に一致する自発的合意基準の設定機関によって策定もしくは採用された環境配慮基準</p> <p>(iv) 本大統領令のセクション 14 にある計画している要求事項の実施の一部として、本セクションのパラグラフ(i)の BioPreferred 製品やバイオベース製品の調達に関するよう事項に該当するものについては、95%以上 BioPreferred 製品やバイオベース製品の調達を達成すること。</p> <p>-----</p> <p>注)EPA が推奨する仕様、基準。環境ラベルを特定するにあたり、EPA はまずそれらを選定するためのガイドラインを策定した。そして、そのガイドラインの要件を満たす仕様、基準、環境ラベルを公開し、持続可能な調達を推奨している。</p> <p><u>EPA 推奨仕様、基準、環境ラベルの選定ガイドライン</u> <u>連邦政府調達のための EPA 推奨仕様、基準、環境ラベル</u></p>
--	--	--	-----------------	--	--

16	オーストラリア G	持続可能な調達ガイド (2020) 連邦政府調達指針 (CPR) (2019) 環境配慮・持続可能性を求めのみ	ガイドライン 環境政策 (指針)	農業・水資源・環境省 金融省 産業・科学・エネルギー資源省	推奨	×	 グッド環境チョイスオーストラリア(GECA) 他、省エネルギー、節水ラベル等	環境性能の証明方法の一つとして活用	<p>持続可能な調達ガイド (2018年版)</p> <p>環境ラベル 環境ラベルは、製品やサービスの環境性能やその信頼性を確認するために便利なツールである。それらは、サプライヤーの環境面に関する信頼性を判断するためにも有効なツールとなる。しかし、環境ラベルは調達する製品やサービスの仕様を指定するためには使用することができない。これは、連邦政府調達指針にて、仕様が取引の障害にならない(パラグラフ 10.9)、特定の商標や商品名を要求してはならない(パラグラフ 10.12)と明記されている。</p> <p>環境ラベルを検討する重要な要素は以下である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立性 ・第三者認証 ・透明性の高い検証システム <p>-----</p> <p>サプライヤーの持続可能性に関するパフォーマンス評価 ~ 中略 ~</p> <p>始め方 サプライヤーは、環境及び社会マネジメントの基礎的レベルを満たしていることが期待される。つまり、契約を履行するための財務健全性や安定性をチェックされることが望ましい。良い環境や社会マネジメントに関する指標は以下を含む。</p> <p>~ 中略 ~</p> <p>以下のようにサプライヤーの環境及び社会マネジメントに関する取組をチェックする多くの手法がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問票や市場へのアプローチ手法についての質問を通して、サプライヤーに確認する ・環境もしくは社会的信頼性を検証する、例えば環境ラベルなどの認証を用いる。 <p>~ 中略 ~</p> <p>実践に移す - 持続可能性パフォーマンスの証明として環境もしくは社会性に関する認証を使用する</p> <p>環境もしくは社会性に関する認証は、先進的なパフォーマンスを持つサプライヤーを特定することができる。そのサプライヤーが提供する製品、サービス、オペレーションが、認証を受けているか、サプライヤーに確認することができる。</p>
----	-----------	--	---------------------	---	----	---	--	-------------------	---

										<ul style="list-style-type: none">・グッド環境チョイスオーストラリア(GECA)やフェアトレード等の製品に関する環境ラベル・ISO14001 や SA8000 等の組織運営に関する認証
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

								<p>持続可能な調達ガイド（2020年版）</p> <p>17 ページ</p> <p>•必須要件とは、満たす必要のある要件です。商品またはサービスの仕様の必須要件として設定するために関連エコラベルや認証を使用することができます（たとえば、建物に5つ星のグリーンスター認証評価が必要であるという要件を設定します）。</p> <p>18 ページ</p> <p>また、商品やサービスに対する環境要件や資格を確認するために、関連する環境ラベル、認証、オーストラリアまたは国際規格を使用することができます。これには、環境ラベルと宣言、およびリサイクルされたコンテンツ、リサイクル可能性、堆肥化可能性、および生分解性の自己宣言された主張が含まれます。</p> <p>自己申告の主張が指定されている場合は、自己申告が信頼できるものであり、グリーンウォッシュの対象ではないことを確認する必要があります。</p> <p>エコラベル、認証、基準、および製品ステewardシップ（小林注：その製品のライフサイクル全体の各企業が製品の環境影響削減責任を負うとする考え方。似たような概念に拡大生産者責任（EPR）スキームは、潜在的なサプライヤーの環境認証を区別するための便利なツールであり、調達の要件を定義するときに含めることができます。ただし、エコラベルを使用して、調達する商品またはサービスの仕様を説明することはできません。商品とサービスの適切な説明（仕様と要件）を提供するとともに、関連するエコラベルを参照する必要があります。</p> <p>オーストラリアで一般的に使用されているエコラベル、基準、認証、および製品ステewardシップスキームのリストについては、付録 C を参照してください。ラベルまたは認証、標準、またはスキームの資格情報と有効性を慎重に検討および確認することをお勧めします。これを行うには、それらの独立性をチェックし、それらが第三者機関によって認定され、透過的な検証システムを備えていることを確認します。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	---

17	フランス G	SPP に関する国家行動計画 2014-2020 公共調達に関する政令 n° 2016-360(2016)	政策 (計画)	環境連帯移行省	推奨	 EU エコラベル  NF 環境マーク (AFNOR Certification)	環境性能の証明方法の一つとして活用	公共調達に関する政令 n° 2016-360 機械翻訳 セクション 4 : ラベル 第 10 条 I. 購入者が、環境的、社会的、またはその他の性質の特定の特性を持つ作品、供給品、またはサービスの取得を希望する場合、技術仕様書において、落札基準または契約の実行条件を提示することができます。公衆、以下の条件がすべて満たされている場合、作業、サービス、または供給が必要な特性に対応していることを証明する手段として特定のラベルを要求する： 1° ラベル要件は基準にのみ関連する公的契約またはその履行条件の主題にリンクされており、公的契約の主題である作業、供給、またはサービスの特性を定義するのに適しています。 2° ラベル要件は、客観的に検証可能で差別のない基準に基づいています。 3° ラベルはオープンで透明な手順で確立されます。 4° ラベルとその詳細な仕様には、関係者がアクセスできます。 5° ラベルの要件は、ラベルを申請する経済運営者が決定的な影響力を行使できない第三者によって設定されます。 購入者が、作品、供給品またはサービスがすべてのラベル付け要件を満たすことを要求しない場合、彼は必要なものを示します。 特定のラベルを必要とするバイヤーは、作品、供給品またはサービスが同等のラベル付け要件を満たしていることを確認するすべてのラベルを受け入れます。 経済運営者が購入者によって指定された特定のラベルまたは彼に起因しない理由により設定された制限時間内に同等のラベルを取得する可能性が明らかになかった場合、購入者は他の手段を受け入れます 関連する経済運営者が提供する作業、供給、またはサービスが特定のラベルの要件または特定の要件に適合していることを確立した場合、製造業者からの技術ファイルなどの適切な証拠を提出し、 II. -この記事の意味において、ラベルは、このラベルの発行に関連する作品、製品、サービス、プロセス、または手順が特定の要件を満たしていることを確認する任意の文書、証明書、または証明書です。
----	-----------	--	---------	---------	----	---	-------------------	---

									<p>ラベル要件は、該当するラベルを取得するために、問題の作品、製品、サービス、プロセス、または手順が満たさなければならない要件です。</p> <p>III。-ラベルが I の 2° から 5° で提供された条件を満たしているが、公的契約の主題に関連しない要件も設定している場合、バイヤーはこのラベルを必要としませんが、仕様を定義できますこのラベルの詳細な仕様、または必要に応じて、公共契約の主題に関連し、この主題の特性を定義するのに適したその部分を参照することにより、技術的です。</p> <p>-----</p> <p>環境連帯移行省 HP</p> <p>エコラベル（ヨーロッパ）</p> <p>エコラベルは、同等の効率を維持しながら、環境への製品の影響を制限するという点で高いレベルの要件を保証します。</p> <p>エコラベルは、主な特性を定義する国際規格 ISO 14024 に従って開発されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 多基準アプローチに従って確立され、製品のライフサイクル全体をカバーする生態学的要件。 • 基準は、ステークホルダーとの協議のもとに作成されました：製造業者、販売業者、環境保護、消費者団体。 • 自由に検索可能な仕様。 • 独立機関による認証。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

G : WTO 政府調達協定 (GPA) 受託国

中 : 中央政府及び関連公的機関

地 : 地方自治体

1) 韓国

(1) 韓国環境産業技術院(KEITI)

ヒアリング概要

日 時：2021年1月12日(火) 16:00～16:40

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(韓国) Mr. Won Bae Lee, Recherche, Korea Environmental Industry & Technology Institute (KEITI)

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志
同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	<p>環境配慮型商品の購入促進法とその関連規則では、韓国環境ラベルおよびグッドリサイクルマークの認定品の調達が求められているが、環境ラベルの活用が非関税障壁にならないようWTO協定(GATT)が考慮されたものか。</p>	<p>昨年、環境配慮型製品の対象としてタイプ 環境ラベルが環境配慮型商品の購入促進法に新たに追加された。¹</p> <p>最近、韓国環境部とKEITIでは、GPPがWTOの非関税障壁にあたるのではないかと懸念が指摘された。しかし、非関税障壁にあたるとしても、適用範囲のことではないか。</p> <p>WTOの政府調達協定では、GPPは非関税障壁にあたる可能性があると考えられているが、各国には中小企業を振興する目的でGPPを政策的に実施することが認められている。言い換えれば、GPPは中小企業振興のための政策の一つであり、WTO GPAによっても認められており、差別的な措置もある程度認められている。</p> <p>注) 公共調達における国内産業や、中小企業振興のための措置は、GPA(政府調達協定)ではなく、GATT第3条(内国民待遇原則)の8項にて例外規定として挙げられている。回答はGPAとGATTを混同している可能性がある。</p> <p>個人的な意見として、韓国環境ラベルやグッドリサイクルマークの認定を受けていない国外製品は入札で排除されているわけではないため、問題ではないと思う。さらに、公共調達法(環境配慮型商品の購入促進法)に関する内容(環境ラベル認定製品を調達することを指している条項=環境ラベルを取得すること)は、入札条件ではなく優遇措置である。どの国の環境ラベルでも入札に参加できることから、環境ラベルが非関税障壁にあたるということは誤った見解と思う。韓国環境ラベルも、国外製品を排除しているわけではない。</p> <p>注)韓国環境ラベルを申請するためには、韓国に法人を構えるか、代理店を用意する必要がある)</p>

¹<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%85%B9%EC%83%89%EC%A0%9C%ED%92%88%20%EA%B5%AC%EB%A7%A4%EC%B4%89%EC%A7%84%EC%97%90%20%EA%B4%80%ED%95%9C%20%EB%B2%95%EB%A5%A0> (韓国語)

		<p>また、WTO GPA によると、GPP 基準のものと環境ラベルは、非関税障壁にあたらぬ。</p> <p>注) ここでいう「GPP 基準」は、「環境配慮型商品の購入促進法」の第 2 条にあるグリーン製品の定義のことを指している可能性がある。「グリーン製品とは、韓国環境ラベル、カーボンフットプリントなどのタイプ 環境ラベル、グッドリサイクルマーク、環境部長官が認めた製品であること」)</p>
2	WTO を考慮して、ラベル認定品の購入を直接的に要求せずに、ラベルの基準を引用する国が多いが、韓国ではどう考えているか。	各国で制度や法的枠組みが異なるので、どれが正しいかはわからない。韓国では GPP の枠組みにおいて、国外企業を排除しているわけではない。
3	韓国環境ラベルやグッドリサイクルマークが活用されている理由は、省庁が主導している制度であることが関連しているか。	韓国環境ラベルを運営している KEITI は韓国環境部の管轄、グッドリサイクルマークを運営している機関は産業通称資源部の管轄であるため、政府の政策と連携しやすく、かつ信頼性が高い制度であるため、GPP に活用されていると考えられる。
4	同様の基準を満たしている環境ラベルや海外のタイプ 環境ラベルは、将来的に対象になる可能性はあるか。	<p>方向性として、海外のタイプ 環境ラベルも GPP 基準に含めることに賛成であるが、相互認証を長年行っている日中韓においても、運用に違いがあったり、法的要求事項が異なったりするなど課題もあり、韓国の GPP 基準に採用されるのは容易ではないだろう。</p> <p>可能性についての言及は難しいが、近い将来、そのような流れになることはあり得ないことではないが、課題も多いだろう。</p> <p>注) ここでいう「GPP 基準」は、「環境配慮型商品の購入促進法」の第 2 条にあるグリーン製品の定義のことを指している可能性がある。</p>
5	韓国環境ラベルとグッドリサイクルマーク認定製品を調達することになっているが、WTO 協定 (GATT) の非関税障壁の考慮について、あなたの立場からどう思うか。	環境ラベルの活用は、非関税貿易に該当するとみられるが、国レベルの様々な環境問題を背景とした環境意識の高まりなどを考慮すると、単なる非関税障壁として考えるよりも、SCP を促進する触媒として活用すべきと考える。そのため、海外の環境ラベルを阻止する措置を単に非関税障壁とするのも適切ではないと考える。
6	他に、環境ラベルの活用方法について WTO 協定 (GATT)・GPA の非関税障壁を考慮して作成された法律/	「環境配慮型商品の購入促進法」は基本法で、他の多くの法律が関連しているため、分からない。

	規則/計画/取組はあるか。	
7.	韓国環境ラベルは、入札仕様書にどのように記載されているのか。	様々な形があるため、具体的な方法は明言できないが、理解している限り、環境ラベル認定製品を調達することは前提条件や追加要件として扱われる。
8	調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか（調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか）。	現状、韓国の認定製品と認定企業の状況は、（KEITIのWebページに）毎月アップロードされ、消費者や企業、機関はその製品が認定されているかどうかをチェックできる。他には、韓国調達庁などの政府機関のシステムと連携しており、そのシステムからも他の機関は認定状況を確認できる。
9	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用したGPP制度（法律、ガイドライン等）を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。	事業者からは、環境配慮を進めるためには、環境ラベル製品の調達を義務化すべきという意見もある。 SDGsの目標12に掲げられているSCPの促進のように、環境ラベル等を用いたグリーン製品の消費は拡大すべきと考える。まずは、GPPなどを活用し公共部門によるグリーン製品の消費を増やすことで、グリーン製品の生産が拡大していくと思われる。そして、その流れが民間市場にも波及していくことが期待される。エコマークは、GPPの枠組みを活用して、この流れを加速していければよい。

2) 中国

(1) 中環連合(北京)環境認証センター有限公司(CEC)

ヒアリング概要

日 時：電子メール

会 場：電子メール

言 語：英語

参加者：(中国) Ms. Xiaohui ZHANG, Deputy director of Research & Development

Department, China Environmental United Certification Center

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志

同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	中国では、実質的に中国環境ラベルもしくは節能ラベル認定製品の調達が求められているが、環境ラベルの活用が非	わからない。

	関税障壁にならないよう WTO 協定 (GATT) を考慮したか。	
2	WTO を考慮して、ラベル認定品の購入を直接的に要求せずに、ラベルの基準を引用する国が多いが、中国ではどう考えているか。	中国政府が WTO について考慮したかはわからない。我々が知る限り、タイプ 環境ラベルは持続可能な消費と生産 (SCP) を促進する効果的なツールとして国際的に認められており、市場優位のメカニズムでもある。そのため、環境ラベル制度は、国際貿易の促進に貢献すると信じられている。
3	同様の基準を満たしている環境ラベルや海外のタイプ 環境ラベルは、将来的に対象になる可能性はあるか。	わからない。
4	中国環境ラベル等認定製品を調達することになっているが、WTO 協定 (GATT) の非関税障壁の考慮について、あなたの立場からどう思うか。	WTO 協定は、国際的なグリーンサプライチェーンの促進をサポートするものであると考える。
5	他に、環境ラベルの活用方法について WTO 協定 (GATT)・GPA の非関税障壁を考慮して作成された法律/規則/計画/取組はあるか。	わからない。
6	中国環境ラベルは、入札仕様書にはどのように記載されているのか。	中国環境ラベル認定製品は、財務部と環境保護部 (現、生態環境部) が共同で「環境ラベル商品、政府調達の実施に関する意見」を交付した 2006 年以降、公共調達で優先的に調達されている。 全ての公共調達の入札資料では、関連の要求が含まれている。
7	調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか (調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか)。	有効な認定証の写しを提出しなければならない。
8	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度 (法律、ガイドライン等) を設計	2006 年以降、中国政府は中国環境ラベル認定製品の優先的調達に関する政策をリリースし、調達担当者に対して対象品目リストの交付をもって GPP を誘導している。調達リストは、環境ラベル認定製品が公共調達の対象品目に該当しているかを示すだけの、簡単なフォーム

<p>するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。</p>	<p>となっている。 (環境ラベル製品を)優先調達する公共調達は、環境ラベル製品の促進に向けて重要な役割を担っている。 現在、中国環境ラベル認定製品のほとんどは、公共調達を理由とするものである。</p>
--------------------------------	---

3) 台湾

(1) 環境発展財団(EDF)

ヒアリング概要

日 時：2020年12月17日(木) 15:00~15:40

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(台湾) Mr. Chin-YuanChen, Environment Development Foundation (EDF)

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志

同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	<p>政府調達法、第96条とその他の規則にて、一部の対象品目は台湾グリーンマーク認定製品の調達が求められているが、環境ラベルの活用が非関税障壁にならないようWTO協定(GATT)を考慮したか。</p>	<p>政府調達法の第96条は、GPPにおける基本的要件をまとめているだけであり、グリーン製品=グリーンマーク認定製品と定義しているわけではない。また、GPPにおいて最上位に位置する法律であるため改定には多くの時間と労力がかかる。そのため、GEN加盟のタイプ環境ラベルを受け入れることに関する変更については、下位のガイドラインや規則を改定することになる。また、グリーン製品の定義として、3分類が設定されているが、第3分類は各調達機関が決定することができ、主に政府機関運営のラベルが対象となる(節水、省エネラベルなど)(第1分類:グリーンマーク、第2分類:タイプ グリーンマーク)</p>
2	<p>WTOを考慮して、ラベル認定品の購入を直接的に要求せずに、ラベルの基準を引用する国が多いが、台湾ではどう考えているか。</p>	<p>環境の専門家ではない調達担当者にとって、基準を参照することは難しいからである。基準ではなく、環境ラベル認定製品の調達が要求することで、よりGPPの取組度合いを高めることができるからである。</p>
3	<p>グリーンマークや省エネラベル、節水ラベル等が活用する環境ラベルとして挙げられているが、この選定基準は何か。</p>	<p>(明確な回答は得られなかった)</p>

4.	グリーンマーク等と同様の基準を満たしている環境ラベルや海外のタイプ 環境ラベルは、将来的に対象になる可能性はあるか。	GPP における環境ラベルの取り扱いについて最も大きな問題は、グリーン製品の定義として国内の環境ラベルを参照することが、非関税障壁に抵触しているかどうかである。かなり昔の話になるが、JBMA より同様の質問を受けたことがあり、WTO の専門家と相談し、考え方を整理している。グリーンマークや節水ラベル、省エネラベルなど GPP の対象となる環境ラベル制度は、基準内容や手続き、提出書類などにおいて、国内物品と海外物品とを全く対等に扱っており、 <u>台湾のスキーム</u> （グリーンマーク認定製品やタイプ グリーンマーク、節水ラベル等認定製品を調達すること）は <u>非関税障壁に該当しないとの結論に至った</u> 。これらの認証に関して国内物品や海外産品は同じ機会が与えられており、国内産品と海外産品が同等に扱われることから非関税障壁には当たらないという認識が、GPP の基本原則となっている。
5.	グリーンマーク等認定製品を調達することになっているが、WTO 協定（GATT）の非関税障壁の考慮について、あなたの立場からどう思うか。	<p>また、翌年からほぼ全ての GEN 加盟のタイプ 環境ラベルを GPP が定義するグリーン商品として受け入れることが正式に決まったところである。公的機関の調達担当者には、該当の環境ラベルをまとめた書類を送付する予定である。この決定の背景は、グリーン商品の供給をより多く増やしたいという意向による。</p> <p>なお、台湾以外でも、オーストラリアにおける ICT 機器の公共調達において、GEN 加盟のタイプ 環境ラベルの調達が求められていると聞いている。</p> <p>以上の 2 つの整理と取組で、台湾の GPP における環境ラベルの扱いは、非関税障壁には該当しないというスタンスである。</p>
6.	他に、環境ラベルの活用方法について WTO 協定（GATT）・GPA の非関税障壁を考慮して作成された法律/規則/計画/取組はあるか。	(明確な回答は得られなかった)
7.	グリーンマークは、入札仕様書にはどのように記載されているか。	台湾の公共調達では、グリーン製品は価格優遇を受けることができ、例えばグリーンマーク認定製品のほうが入札に勝利する確率が上がるということである。一方、グ

8	調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか（調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか）。	<p>リーン製品ではないものも、入札には参加可能であり、排除されるものではない。仕様書には、グリーン製品であれば優遇を受けることができるといった要件が書かれている。</p> <p>また、台湾では台湾銀行が公共機関に代わり、公共調達を製造者と一括で交渉及び契約を行う中央調達システムがある。GPP 適合品のリストが掲載されており、当該システムより調達ができ、グリーン製品の調達率も自動的に反映される仕組みとなっている。なお、本システムを通さず調達した契約については、別途本システムに入力する必要がある。</p>
9.	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度（法律、ガイドライン等）を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。	日本のスキームは EU に近く、タイプ 環境ラベル、エコマークを証明方法の一つとして活用することは、非常によいスキームであり、より環境ラベルを活用できるようになれば、利便性が向上するのではないかと。

4) タイ

(1) タイ環境研究所(TED)

ヒアリング概要

日 時：2020年9月17日（木）15:30～16:15

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(タイ) Dr. Wijarn Simachaya, President, Thailand Environment Institute.(EDF)

(日本) (公財)日本環境協会 上級参与 田中 聡志

同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	タイの GPP は、閣議決定の GPP 計画で規定されているが、制定当時の経緯を教えてください。	当時の経緯はわからない。しかし、それは持続可能な開発に言及している。自社でグリーン購入を実施している民間企業から学び、政府が GPP 政策を開始するためのグッドプラクティスとしたい。
2	2008 年の GPP 計画の策定時、環境ラベルの活用が非関税障壁にならないよう WTO	1 社以上の同じ仕様の製品を比較するプロセス、および公開入札と公示によって担保されている。まずグリーン製品リストまたはグリーンカート基準を確認することを優先している。

	協定（GATT）を考慮したか。	
3	GPP 計画(第 1～3 期)において、WTO 協定（GATT）の非関税障壁を考慮した箇所はあるか。	ない。
4.	グリーンカートやグリーンラベル等認定製品を調達することになっているが、WTO 協定（GATT）の非関税障壁の考慮について、あなたの立場からどう思うか。	現在、GPP はグリーンカートとグリーンラベルを優先的な購入に言及している。最も多く認定されているのはタイを拠点とする会社である。ただし、MRA(相互認証協定)を通じてグリーンラベルとして認定されている輸入製品については非関税障壁に整合できる。したがって、技術的な障壁を減らすための対策の 1 つは、共通基準を作成するか、共通基準を共有する製品を増やすための MOU に署名することだろう。
5.	環境配慮型商品とサービスの調達に関する省令(2008 年 8 月 25 日)の 4 ページ目にて、「商務省の代表者は、天然資源環境省によって提案された措置は WTO が示す非関税障壁に該当する可能性を指摘した。」したとの記述があるが、この指摘の対応について情報はあるか。	(回答は得られなかった)
6.	グリーンカート、グリーンラベル、グリーンホテル、グリーンリーフ、グリーンインダストリーラベルがタイ GPP で使用されているが、他のラベルや海外のタイプ 環境ラベルは、将来的に対象になる可能性はあるか。	PCD が管理するグリーンカートは、グリーンラベル (TEI)、カーボンフットプリントラベル (TGO)、グリーンホテル (DEQP) またはグリーンリーフ (グリーンリーフファンデーション) の認定製品およびサービスであって、かつ、その工場がレベル 4 以上のグリーンインダストリーに登録されていれば登録することができる。基準が LCA に基づくタイプ I エコラベル (ISO14024) はグリーンラベルのみである。カーボンフットプリントは、二酸化炭素排出量の視点による LCA 分析ベースのタイプ III 環境ラベル (ISO14025) である。グリーンリーフプログラムは、標準スコアで評価される制度である。グリーンホテルは、環境品質推進部門が管理するプロジェクトの下での、一種の環境にやさしいホテルの登

		<p>録である。グリーンインダストリーは、産業省によって承認された認証で、生産プロセスと社会的責任を含む環境管理の継続的な開発と改善に焦点を当てた持続可能な開発のための環境に優しい事業を着実にやっている業界に与えられる。</p> <p>他のラベルを受け入れる可能性について情報はないが、GPP を奨励する可能性のある他のラベル/登録制度として、グリーンオフィス、グリーンレストラン、G アップサイクル、エネルギーラベル5 などがある。</p>
7.	他に、環境ラベルの活用方法について WTO 協定 (GATT)・GPA の非関税障壁を考慮して作成された法律/規則/計画/取組はあるか。	(回答は得られなかった)
8	グリーンカートやグリーンラベルは、入札仕様書にはどのように記載されているのか。	公共調達規則の 2 節では、入札書類は、検討のための仕様または基準を起草することになっている。基準はタイ工業規格 (TIS) に基づく必要があり、TIS がいない場合、他の同等の規格を参照できる。入札書類にグリーンカートまたはグリーンラベル基準を含めることは義務ではない。
9.	調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか (調達担当者はどうのようにグリーン製品であることを確認するのか)。	グリーンカートに登録するには、認定証、またはグリーンカート基準に適合することを示す書類を提出できる。ただし、各主体の入札委員会により、付託条項や入札書類が異なる場合がある。
10	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度 (法律、ガイドライン等) を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。	<p>エコラベル認証機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ニーズに適切な場合、国際規格を参照するべき。 ・同等の基準を受け入れる。 ・基準を他のエコラベルと調和させる。 ・相互認証協定を締結する。 <p>政府</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似製品の無差別。 ・GPP プロセスの透明性と公平性を管理する。 ・多様なエコラベルを受け入れるように価格帯を管理する。 ・情報をサポートするためにワンストップサービスセンターを手配する(クリーンテクノロジー、エコラベルの種

		類と基準など)。
--	--	----------

(2) 公害監視局(PCD)

ヒアリング概要

日 時：2020年10月6日(木) 16:00～17:00

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(タイ) Mr. Janejob, Ms. Jarinporn Tippamongkol, Pollution Control Department (PCD), the Ministry of Natural Resources and Environment(PCD)

(日本) (公財)日本環境協会 上級参与 田中 聡志

同 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志

同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	タイのGPPは、閣議決定のGPP計画で規定されているが、制定当時の経緯を教えてください。また、GPP計画の原文はあるか。	第1次GPP計画の策定には関与しておらず、経緯についてはわからない。
2	2008年のGPP計画の策定時、環境ラベルの活用が非関税障壁にならないようWTO協定(GATT)を考慮したか。	当時関わっていたDr. Supat(会議にてJanejob氏がFormer Directorと呼称)に確認したところ、GPP基準を策定する際、3製品/会社以上の入札があることが確認できれば、環境ラベルは非関税貿易に当たらないと学んだとのこと。
3	GPP計画(第1～3期)において、WTO協定(GATT)の非関税障壁を考慮した箇所はあるか。	GPPを計画した当時から、非関税障壁に当たらないと言われており、それ以降は議論していない。
4.	グリーンカートやグリーンラベル等認定製品を調達することになっているが、WTO協定(GATT)の非関税障壁の考慮について、あなたの立場からどう思うか。	GPPおよびエコラベルは非関税障壁には当たらない。
5.	環境配慮型商品とサービスの	上記の回答のように、PCDのDGでは、GPP基準はい

	<p>調達に関する省令(2008年8月25日)の4ページ目にて、「商務省の代表者は、天然資源環境省によって提案された措置はWTOが示す非関税障壁に該当する可能性を指摘した。」したとの記述があるが、この指摘の対応について情報はるか。</p>	<p>かなる製品・サービスの入札を阻害、差別しないと宣言している。3社以上の入札が可能であれば、GPP対象製品リストに掲載可能となる。</p> <p>この通達の指摘箇所は、規制するものではなく、その事例(WTO違反の可能性を指摘した)があったことを示しているだけである。</p>
6.	<p>グリーンカート、グリーンラベル、グリーンホテル、グリーンリーフ、グリーンインダストリーラベルがタイGPPで使用されているが、他のラベルや海外のタイプ環境ラベルは、将来的に対象になる可能性はあるか。</p>	<p>環境ラベルの活用は、GPP促進分科委員会にて検討されている。グリーンカートやグリーンラベル、グリーンホテル、グリーンリーフは、第一優先順位として位置付けられている。グリーンインダストリーの第4、5評価とカーボンフットプリント削減ラベルは、GPP基準がない分野に受け入れられている。海外のタイプ環境ラベルは、現状では、受け入れられていない。グリーンラベルと相互認証を締結している海外のラベルは検討が可能かもしれない。</p> <p>設定当初、グリーンラベル認定製品は市場に多くなく、一定数の供給量を確保するため、3社以上の入札を確保するため、より緩い基準であるグリーンカート基準(GPP基準)を策定した。</p>
7.	<p>他に、環境ラベルの活用方法についてWTO協定(GATT)・GPAの非関税障壁を考慮して作成された法律/規則/計画/取組はあるか。</p>	<p>私の知る限りは存在しない。</p>
8.	<p>グリーンカートやグリーンラベルは、入札仕様書にはどのように記載されているのか。</p>	<p>以下の通り記載することを推奨している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPP基準のコピーアンドペースト ・PCDのGPPデータベースを参考にすること
9.	<p>調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか(調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか)。</p>	<p>入札プロセスでは、入札者は認証証の写しが求められる。また、納品時に、受領者がその情報を確認する。</p>

10	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度（法律、ガイドライン等）を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。	近い将来、そのようになることを希望する。 財務省が、グリーン製品・サービスの調達を促進する新しい Ministry Announce を予定しており、より GPP が促進されることが期待される。
----	--	--

5) マレーシア

マレーシアの担当者(行政側制度政策担当者、環境ラベル事業担当者)にコンタクトを試みたが回答が得られなかったため、インタビューは実現しなかった。

6) 香港

(1) 香港グリーン協議会(Hong Kong Green Council)

ヒアリング概要

日 時：2021年1月21日(木) 16:00～16:50

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(台湾) Mr. Steven Choi, Mr. Felix Lam, Hong Kong Green Council

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志

同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	環境保護署 (EPD) は、香港グリーンラベル等の環境ラベルのリストを作成して活用を推奨しているが、環境ラベルの活用が非関税障壁にならないよう WTO 協定 (GATT) を考慮したか。 (香港の GPP の根拠である Government Procurement Policy には「WTO GPA に順守することを考慮」という記	EPD は、品目ごとに推奨仕様 (Green Specification ²) を作成し、Web サイトで公開している。この Green Specification はあくまでも推奨レベルであり、プリンタを例に挙げると、エネルギースターの要件があるが、必ずしもエネルギースターの取得を要求しているわけではなく、要件を満たしていることが分かればよい。 香港政府は WTO への準拠のため、自由競争や公平性を担保し、一定の企業や商品を差別しないように配慮している。エネルギースターは香港でも非常に一般的であり、他の要件にて「Recognition Type Energy Label を取得すべき」とあるが、香港で販売されるすべての電子機器に

² https://www.epd.gov.hk/epd/english/how_help/green_procure/green_procure1.html

	述がある)	<p>取得(表示)が求められているものであり、公平性が損なわれているとは言えず、差別的ではないと思う。つまり、政府はその要件について市場の供給量・対応可能性を事前に調査し、特定の商品や企業が著しく不利益を被らないように配慮している。また、本項目では、エネスタ基準の適合「または」省エネラベルの取得と要件を併記している点も重要である。</p> <p>費用をかけてラベルを取得しなくとも、要件を満たすことを示すテストレポートの提出でもよい。</p> <p>香港政府も WTO 協定や規定への準拠には敏感で、Must や Should という表現は可能な限り使用せず、「preferably」「desirably」「equivalent」といった表現で、余地を残すことが多い。そのため、WTO には抵触していないと思われる。</p> <p>同等性の判断は、調達仕様を要求する立場である調達者が、判断すべきと考える。ただし、特定のサプライヤーの差別とならないよう配慮が必要である。</p>
2	リストに複数の環境ラベルが挙げられているが、この選定基準は何か。	<p>EPD は専門家ではないため、シンクタンク機能も備える Hong Kong Productivity Council (HKPC) をコンサルタントとして雇い、調査した結果に基づいている。韓国という環境部と KEITI のような関係である。HKPC が調査を行って提案されたものを、EPD が承認する形で作成された。</p>
3	グリーンラベル等認定製品を調達することになっているが、WTO 協定 (GATT) の非関税障壁の考慮について、あなたの立場からどう思うか。	<p>質問 1 への回答と同じ</p>
4	他に、環境ラベルの活用方法について WTO 協定 (GATT) ・ GPA の非関税障壁を考慮して作成された法律/規則/計画/取組はあるか。	<p>GPP に関連しているわけではないが、香港の公共調達における入札手続きなどの一般規則を定めている Tender Procedures for Government Procurement が、WTO との整合について触れていると思う。</p>
5	調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか。調達担当者はどのようにグリーン製品であるこ	<p>香港グリーンラベルの認定証を提出することもあれば、Web サイトに掲載されている認定製品の情報で確認することもある。</p>

	とを確認するのか)	
6	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度 (法律、ガイドライン等) を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。	エコマークの認知度は高いが、市場に十分に認定製品があるとは限らない。中小企業にとって環境ラベル取得に係る費用は負担であり、グリーン製品は総じて価格が高くなりやすい傾向があるため、環境ラベルを要件とする場合、中小企業が不利とならないよう、市場の入手可能性を十分に考慮すべきと考える。

7) シンガポール

(1) シンガポール環境協議会 (SEC)

ヒアリング概要

日 時 : 2021 年 3 月 1 日 (月) 16:00 ~ 16:50

会 場 : オンライン会議

言 語 : 英語

参加者 : (シンガポール) Mr. Vincent Teo, Mr. Ambrose Lim, Singapore Environment Council (SEC)

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志
同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	PSTLES イニシアティブにて、公的機関の GPP (グリーンビルディング、電子機器、白い印刷用紙など) を要求しているが、他に、GPP を規定する法律/規則/計画/取組はあるか。	シンガポールの GPP は、いまだ初期段階であるといえる。グリーンラベルを入札仕様に含めるといった政策は今のところない。政府は環境配慮型製品の特定に非常に慎重になっており、グリーンラベルの基準を公共調達に活用していない。公共調達は公的資金を用いるため、Value for money の考え方を重視している。グリーンラベル基準を指定することで、サプライヤーに不利益が生じないかという懸念がある。 SEC は政府と多く議論しているが、グリーンラベル製品を調達に指定することは、まだ下地が整っていないという考えのようである。主な理由として、Value for money の考え方やグリーンラベル製品が広く普及していないことも挙げられる。シンガポールグリーンラベルは、現在、75 基準が制定され、環境配慮という観点は確認されているが、機能面や品質といった面で最もよいものかが確か

		でないということも理由と考えている。 そのため、政府はグリーンラベル製品の調達を義務にすることに慎重になっている。
2	PSTLES イニシアティブにて、白い印刷用紙はシンガポールグリーンラベル認定製品を調達する義務があるが、他の品目でグリーンラベル認定製品の調達を進めるガイドラインや機関はあるか。	PSTLES は、GPP を推奨しており、議長は持続可能性及び環境省である。グリーンラベル認定製品の調達は義務ではなく、推奨という位置づけである。持続可能性及び環境省は、グリーンラベル製品の促進を図っているが、財務省の許可が必要である。
3	PSTLES イニシアティブにて要求されている SGL 認定の白い印刷用紙について、認定を受けていなくとも、基準に適合するレベルの製品であれば調達できるか（同等性について）	認定製品以外の調達も認められている。グリーンラベル認定の印刷用紙の調達は義務ではなく、各機関の調達ポリシーに委ねられている。シンガポールの公的プロジェクトの調達は公開され、Value for money の考えのもと、入札額に見合った最もよい製品を調達することになっている。価格はもちろん優先されるが、品質などの観点から評価される。
4	グリーンラベルと同等の環境ラベルであれば、調達できるか。	通常、再生紙は価格が高く、品質もバージンパルプを用いた用紙のほうがよいため、通常の公共調達による評価基準では入札で負けてしまうが、財務省は各機関に環境配慮を評価の一つとすることを認めており、価格が高くても調達することは可能である。その場合は、仕様書に再生紙を希望する旨を記載する。また、各機関の仕様に適合するのであれば、必ずしもグリーンラベル認定製品でなくてもよい。また、環境配慮の仕様も、グリーンラベル基準を満たしていることという内容ではなく、古紙パルプの配合率を要求するため、求める仕様にグリーンラベル基準が活用されることはないだろう。
5	PSTLES イニシアティブにて、白い印刷用紙はシンガポールグリーンラベル認定製品を調達することとなっているが、環境ラベルの活用が非関税障壁にならないよう WTO 協定（GATT）を考慮したか。	WTO の考慮は重要であると考えている。SEC では、シンガポール持続可能性及び環境省と継続的に議論している。GPP を取りまとめている持続可能性及び環境省は、GPP 促進のためグリーンラベル製品を活用しよう（政策実行の）決定権を財務省に提案を提出しているものの、よい結果は得られていない。財務省が提案を受け入れないのは、WTO を考慮していることも要因と思われる。
6	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に	「エコマーク認定基準又は同等のものであること」を GPP 基準(=「判断の基準」と)と並列で要求すること非常

<p>調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度（法律、ガイドライン等）を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。</p>	<p>に公平な手法であると思う。また、GPP 基準はミニマム基準という考え方もサプライヤーに対して公平であると思う。シンガポールで環境ラベルを活用するには時期尚早である。シンガポールは国土の小さい国であることから、製品は輸入に頼っており、十分な環境ラベル製品がない。環境ラベル製品の十分な供給量が確認されていることも重要である。</p>
---	--

8) イスラエル

イスラエルの担当者(行政側制度政策担当者、環境ラベル事業担当者)にインタビューを打診したが辞退されたため、インタビューは実現しなかった。

9) 欧州連合(EU)

(1) 欧州委員会 環境総局(EC)

ヒアリング概要

日 時：2020年10月6日(火) 20:00~20:50

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(EC) Mr. Enrico Degiorgis, Ms. Silvia Ferratini, Ms. Sylvie Ludain, 他

European Commission, Environment DG

(日本) (公財)日本環境協会 上級参与 田中 聡志
 同 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志
 同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	冒頭	<p>EU の GPP アプローチは、主に 2 つある。一つは、いくつかのツールを EC が準備するボランタリーアプローチである。</p> <p>注) EC が GPP 基準を策定し、加盟国がその GPP 基準を参考にしながら、自主的に GPP に取り組むこと。</p> <p>2 つ目は、義務的アプローチである。家電や電気機器など省エネラベル対象品目や木材、車両に関しては、対象ランクや一定性能以上のものを調達することが義務となっている。</p> <p>3 月に公開された新しいサーキュラーエコノミーアクションプランのポイントは、GPP について取り組む義務的要件を増やすことである。</p>

		注) CE AP2.0 にて、GPP の最低基準要件を設定することが明記されたことを指していると考えられる。
2	<p>公共調達指令は 2014 年に改正されているが、2012 年に改正された GPA(Government Procurement Agreement)が背景にあるのか。</p>	<p>公共調達指令の改定に携わったわけではないため、改定当時のことはわからないが、公共調達指令の改定理由は GPA 含めた WTO 関連ではなく、より一般的な理由からであり、公共調達の法的枠組みを現在の社会状況に合わせる (modernize) ことが大きな目的であったと考えられる。改定の背景状況は以下の URL で確認できるが、確認した限り、GPA の改正が理由であるとは記されていない。</p> <p>(https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52011PC0896)</p> <p>公共調達指令の改定と GPA の改定に関連はないと思うが、公共調達指令は GPA に準拠する必要があるため、両者には多くの類似点がある。<u>公共調達指令は改定までに非常に長いプロセスを経ており、その改定作業期間中の 2012 年に GPA が改定されている。</u>そのため、公共調達指令の改定プロセスを進めながら、GPA の改定内容にも合わせるといった作業も同時並行で行わなければならなかった。これも類似している一因ではないかと考える。EU 公共調達指令の改定プロセスは、GPA とは異なるプロセスで行われ、上記の URL に公共調達指令の改定に関する基本的な考え方 (Basic Principle) が示されている。</p> <p>新しい指令は、旧指令にはなかった新しい条項がいくつか含まれ、電子調達 (E-Procurement) の導入、異なる調達手法の実施などが挙げられる。調達手順に関する基本方針は大きな変更はなく、改正 GPA も入札仕様の規定では大きな変更はないと理解している。GPA の改定が、公共調達指令の改定の理由ではないだろう。</p> <p>改定作業には携わっていないため正確にはわからないが、公共調達指令の改定作業がスタートした際、公共調達における環境ラベルの使用の容易化が念頭にあっただろう。しかし、改定プロセスは非常に複雑であり、非関税障壁や国際貿易に係ることなど、多くの観点を考慮する必要がある。</p>

		<p>第 43 条には、参照可能な環境ラベルの要求事項以外にも、一定の環境ラベルのみを要求することはできず、要件を満たすのであれば、他の証明手段も認めなければならないという規定がある。調達要求事項として環境ラベル認定製品のみを調達の要求事項として求めるとなれば、調達自体は非常に簡単であるが、公共調達の基本的考え方である平等や無差別、透明性等に沿うものではない。バランスが大事である。どれくらいの製品や環境ラベルが市場にあるかも考慮する必要があり、これらを想定しつつ、検討・開発していくことが重要である。</p>
3	改正公共調達指令 第 43 条は、タイプ 環境ラベルを念頭においたものか。	<p>第 43 条で規定されている要求事項のほとんどは、タイプ 環境ラベルを規定する ISO14024 を参考としている。特に、認証スキームについて考慮し、ISO 規格に準拠するスキームで認証されていることを考慮した。</p>
4.	改正公共調達指令 第 43 条の要件について、その要件の適合はどこ(各国の GPP 所管省庁、調達担当者など)が判断する想定か。	<p>各調達機関が判断する。<u>この判断は、EC が受ける主要な問合せの一つである。その環境ラベルがどういったものであるかを判断することが難しいからである。</u></p> <p>参考となる事例としては、EU 加盟国のなかには第 43 条の要求事項を満たしているかどうかを評価し、適合している環境ラベルのデータベースを構築しているところがある。欧州には非常に多くの環境ラベルがあり、それらの信頼性が保たれているか、認証制度なのかなど大きな違いがあり、EC では他のイニシアティブとともに、製品の環境情報を提供するルールを策定するなど取り組みを進めている。</p>
5.	環境ラベルの参照方法において、旧指令と新指令の主な違いは何か。	<p>旧指令では、公共調達において一定の環境ラベルを直接参照することを認めているかどうかは明らかでなかった。しかし、一定の環境ラベルを指し示す要求事項を必要とする声はずっとあった。新しい公共調達指令での変化は、環境ラベルがその要求事項を満たす限り、公的機関に一定の環境ラベルの直接的参照を認めたことである。それが、第 43 条のラベルに関する条項である。</p> <p>しかし、実際は未だ調達担当者は環境ラベルの使用について苦慮している。なぜなら、第 43 条に示されている要求事項のいくつかは、一定の環境ラベルがその要求事項を満たしているかどうかを判断することが容易でないからである。これが、欧州を取り巻く現状であり、我々も課題を</p>

		<p>認識している。そこで、公共調達における環境ラベルの使用について、先進的な取組を行っている機関と連絡を取り、知見共有を図っている。しかし、環境ラベルが第 43 条の要求事項を満たしているかどうかの判断方法に懸念を持っている人がいるのも事実で、EC ではその判断をより明確にできるようサポートを徹底している。それでも、まだ不確かな部分もある。</p>
6.	<p>公共調達指令の改正によって、環境ラベル活用の実態は変わったか。調達の現場で環境ラベルの活用は増えたか。</p>	<p>現在、発展途上である。徐々にではあるが、<u>公共調達における環境ラベルの使用はより一般的になってきている</u>。旧公共調達指令においても、環境ラベルの参照は行われていたと思われるが、新しい公共調達指令に要求事項を満たした環境ラベルを参照してよいと明記されたことで、より使われるようになっていだろう。公的なデータや統計はないので、あくまでも個人的な感覚である。</p> <p>EU エコラベルは、GPP 基準と可能な限り整合を図っている。EU エコラベルと GPP 基準を改定する場合は、同時並行で整合性を図りながら作業している。そのため、EU エコラベルの要求事項は、グリーン公共調達に活用することができる。</p> <p>また、調達担当者向けのマニュアルを策定しており、EU エコラベル基準がどのように GPP に活用することができるかを説明している。</p> <p>EU エコラベルが、どの程度、公共調達に活用されているかのデータはないが、優良事例について共有したい。デンマークのコペンハーゲン市では、環境ラベル製品を調達するという新しい政策を打ち出し、入手可能であるならば EU エコラベルやノルディックスワン認定製品を調達するよう求めている。一部の品目や、産業界である程度の供給があるものであれば、環境ラベルを要件としても問題ないと思われる。</p>
7	<p>調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度(法律、ガイドライン等)を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。</p>	<p>欧州では、非常に多くの環境ラベルがあり、調達担当者がすべての環境ラベルを理解し、適切なラベルのみを活用することは困難である。もし、同じ課題を日本が抱えているのならば、それらの環境ラベルを比較し、どの環境ラベルが高い信頼性を持つのかなどの情報があると、調達機関にとっては大変参考となる情報だろう。また、欧州と同様に、環境パフォーマンスが高い環境ラベルを推奨しつつも、同</p>

		<p>等の環境ラベルについてもその使用を妨げないようにすることが重要だろう。</p> <p>また、環境ラベルの活用に関する他のスキームがある。エネルギーを消費する製品に対する省エネラベルである。対象の品目は、省エネラベルを表示する必要があり、その製品がどのエネルギーのクラスかが一目で判断できるようになっている。この省エネラベルの活用も、ベストなパフォーマンスを持つ製品を調達する一つのよい手法である。例えば、クラス A の製品を調達すると要求すれば、いくつかの製品が該当することになる。とてもシンプルな手法で、よい製品を特定するとともに、その特性の理解が容易である。</p>
8	<p>新指令は、調達機関に対して環境ラベルの使用を明確にしている。旧指令では環境ラベルを仕様で代えて活用できるようになっていたが、新指令は環境ラベルを証明手段の一つとして使うことも規定しており、旧指令との相違点と理解している。環境ラベルを証明手段の一つとして活用できるようにしたことについて、詳しく説明してほしい。</p>	<p>質問の意味を 100%理解できていないかもしれないが、環境ラベルの使用は第 43 条の規定に則っており、技術仕様の定義（技術仕様の要件）としても、証明手段の一つとしても活用できる。これが、私たちが望む方法である。なぜなら、そのような活用のほうが容易であり、調達担当者が要求事項を満たす製品かどうかを入札仕様書や契約書にて正確に判断する手法としては、ベストな方法であると思っているからである。</p> <p>公共調達の一般規則を考慮についてバランスをとることの必要性については、認証を取得していない製品など、調達機関は他の証明手段についても受け入れなければならない。（仕様書等で環境ラベルを参照していたとしても、環境ラベル以外で適合が判断されれば、その手法もうけいれなければならない）</p> <p>デンマークから聞いたことであるが、環境ラベルを比較する取組を各調達機関が行うことはかなり負荷が大きいため、要件を法律に組み込んだ。その法律では、同等性の証明について調達機関が 1 時間以上要さないとあり、（同等性をどのように判断するのかということの）定義の仕方として、とても実用的なやり方だと思う。どこに同等性を証明する責任を決める事例として、個人的には組み込むべきと考える。つまり、同等性の判断の責任は各調達機関に委ねるべきではないと考える。</p>
9	クロージング	<p>IGES が世界の GPP について調査しており、GPP に関するレコメンデーションもレポートには掲載されているた</p>

	<p>め、非常に参考になるのでは。また、この調査に関連して、EC ではイベントを計画している。デンマークなど先進的な取り組みをしているところとの議論の機会として、意見交換をできればと考えている。駐日欧州連合代表部のガブリエル氏が提案しており、日本が 11 月に開催する国際イベントと連携できたらよい。また、そのような機械で、日本と EU の GPP や環境ラベルの取組についても何かコラボレーションができることを期待している。</p> <p>EU の GPP 基準に関するグループがあり、グローバルな環境ラベルとも協力できればよいと考えており、GPP 基準と整合性を持てるようになると良い。</p>
--	---

10) ドイツ

(1) ドイツ連邦環境庁(UBA)

ヒアリング概要

日 時：2020 年 9 月 15 日（火）16:00～16:55

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(ドイツ) Dr. Johanna Wurbs, German Federal Agency (UBA)

(日本) (公財)日本環境協会 上級参与 田中 聡志

同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	「公共調達法の近代化に関する規則(VgV)」の策定時に、環境ラベルの活用が非関税障壁にならないよう WTO 協定 (GATT) を考慮したか。	<p>EU では、EU 公共調達指令が公共調達に関する枠組みを構築し、各国はそれをもとに国内法に反映する仕組みとなっている。WTO との整合については EU に依存しており、ドイツ内でダブルチェックしているわけではないと思う。</p> <p>どのように環境ラベルを調達担当者が使用するかについては、残念ながら EU 公共調達指令ではうまく形作られていない。確かなのは、環境ラベルを証明方法として使用してよいということである。重要な点は、環境ラベルを入札において直接的参照ができるかであり、ドイツでは国内法にて直接的参照ができるようにしている。例えば、「ブルーエンジェルに適合しているか、または同等のものであること」といった表現である。他の EU 加盟国がどのようにし</p>

		<p>ているかはわからない。ドイツでは法律家と相談し、入札仕様書に環境ラベルを直接参照してよいとの結論に達した。事前に送付した URL³のレポート(ドイツ語)にそれが記載されている。このレポートは、気候変動法や循環経済法などの新しい法律が制定されたことを受け、10月に最新版が公表される予定であり、GPPにおける環境ラベルの使用について法的見解からまとめられている。ただし、GPPにおける環境ラベルの扱いは、2019年版ですでにまとめられている。このレポートがWTOを考慮したかどうかはわからないが、より一般的な法律の観点から考察したものである。</p> <p>ドイツでは、EU公共調達指令にて参照可能な環境ラベルの条件に適合しているブルーエンジェルをもとに、推奨GPP基準を作成した。そのため、ほぼブルーエンジェルと同じ内容で、(基準や証明方法もブルーエンジェル基準に公開されているため)同等性を証明することも容易だろう。推奨GPP基準は、環境ラベル(ブルーエンジェル)の付加的な位置づけである。</p> <p>GPP基準=エコマークではないという点が日本の抱える課題の一つであると思うが、ドイツでも同様の問題がある。例えば、ある調達担当者が社会面に関する要求事項を調達に盛り込みたいと思った場合、ブルーエンジェルでは社会面を考慮しているわけではないので、齟齬が出てしまうケースがある。</p>
2	<p>「公共調達法の近代化に関する規則(VgV)」の第34条「品質ラベルを活用した適合証明」が、EUの公共調達指令(2014/24/EU)の43条「ラベル」を反映させた条項であり、WTO協定(GATT)・GPAの非関税障壁を考慮した箇所か。</p>	<p>理解の通りである。この規則は、「競争制限禁止法(GWB)」が上位法であり、公共調達のより具体的な規則や手続きが規定されている。VgVの第34条に環境ラベルの取り扱いがまとめられている。</p> <p>EU公共調達指令が改正された背景は分からないが、EUレベルでグリーン製品を調達し、グリーン市場の形成を目指すことはドイツにとっても歓迎することである。ただ、そのようなグリーン市場の形成などが、改正の主な理由かどうかは、当時は担当ではなかったため分からない。</p>
3	<p>他に、環境ラベルの活用方法についてWTO協定</p>	<p>分からない。</p>

³ <https://www.umweltbundesamt.de/publikationen/rechtsgutachten-umweltfreundliche-oeffentliche>

	(GATT)・GPA の非関税障壁を考慮して作成された法律/規則/計画/取組はあるか。	
4	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度（法律、ガイドライン等）を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。	多くの環境ラベル認定製品が市場にある品目もあるが、認定製品がない、もしくは非常に少ない品目もあるだろう。環境ラベルの取得動機は、環境配慮の PR だけが目的ではなく、マーケティング的要素も大きく関与する。アップル社が、いくつかの例外を除いて外部の環境ラベルを取得しないのは、そのようなマーケティングによる方針と理解している。そのため、環境ラベルを単なる証明方法としてだけでなく、入札仕様書等にも使用する場合、環境ラベルを取得していない製品も入札に参加できるよう、GPP 基準文書を持つておくことが重要である。
5	環境ラベルを取得していなくても、要求する環境基準を満たす製品であれば調達は可能か。	同等性を証明できるのであれば可能である。法的にも同等性が証明されれば、受け入れることを認めている。しかし、実務的な観点から、誰が同等性を判断するかという課題があるため、推奨 GPP 基準を公表している。WTO との関連は分からないが、自由競争を確保するためである。
6	「公共調達法の近代化に関する規則(VgV)」が改正されたことによって、環境ラベルを使用する調達担当者は増加したか。	増えていると思うが、期待していたほどではなかった。ドイツの調達担当者は約 30,000 名おり、その数の担当者に理解してもらうのは大変である。中には、上司やその機関の長を説得する必要があったり、税金を使用することから価格にフォーカスしたり、調達担当者が必ずしも調達の専門家でないといった点などが進まない要因と思われる。前述の新しい二つの法律によって、グリーン製品を調達する流れが加速することを期待している。また、連邦経済協力開発省(BMZ)と GIZ が協力してサステナビリティコンパスという Web サイトを立ち上げ、推奨 GPP 基準をベースとした、参考環境ラベルの比較情報を提供している。また、社会面に関する情報提供も行っている。
7	「公共調達法の近代化に関する規則(VgV)」が改正される以前は、環境ラベルの直接的参照ができなかったのか。	証明として使用することはできるが、入札仕様書では使用することができなかったと思う。詳細は分からない。

1 1) スウェーデン

(1) TCO Development

ヒアリング概要

日 時：2021年1月22日（金）21:00～21:50

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：（スウェーデン）Mr. Soren Enholm(CEO), Ms. Clare Hobby(Director Purchaser Engagement, Global), TCO Development

（日本）（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志
同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	「スウェーデン公共調達法」Chapter 9 Section 13 の参考エコラベルの要件やChapter 9 Section 14 の「同等性」は、調達担当者が判断するのか。ANS(: National Agency for Public Procurement : 国家調達庁)によるサポートはあるか。	EU が発布した指令をそのまま国内法として制定する加盟国もあれば、EU 指令をもとにその内容を反映すべく国内法を策定・改定する加盟国があり、多くは後者であろう。スウェーデンも、EU 指令と国内法との整合をとる手法を採用した国の一つである。WTO との整合については、EC とスウェーデンでも議論されているはずである。
2	スウェーデンでは、ANS が持続可能な基準を公表し、参考となる環境ラベルも紹介しているが、あなたの立場から見て、WTO 協定(GATT)・GPA に反しないと思うか。	
3	環境ラベルを取得していなくても、要求する環境基準を満たす製品であれば調達は可能か。その場合、環境基準の全項目について証明を求めることになるか。	調達可能である。
4	「スウェーデン公共調達法」以前は、環境ラベルの参照ができなかったのか。また、参照ができないことに、スウェーデンの調達担当者は困って	TCO Development の観点から、スウェーデンの公共調達の経緯を共有する。スウェーデンの EU 加盟(1995年)以前や、公共調達に関するルールがまだ浸透していなかった時代は、調達担当者が IT 機器を調達する場合、TCO Certified を参照することが一般的であった。しかし、EU

	いたか。	加盟後、EU の調達ルールが定着し、EU として一つの経済圏を構成するにあたり、オープンマーケットや自由貿易等の WTO の厳しいルールのもとでは、環境 / 持続可能性基準は自由それらを阻害する観点とみなされていた。しかし、EU においても公共調達における持続可能性の考慮と、自由貿易の推進との間で議論が続けられている。つまり、旧調達指令では、環境ラベルや持続可能性に関する制度を公共調達で参照することは認められていなかった。TCO Development にとっては、公共調達は TCO Certified の取得動機の大きな一つであったため、調達担当者が TCO Certified を参照することができなかった 2002-2014 年くらいまでは非常に大変な時期であった。
5	スウェーデン公共調達法が改正されたことで、環境ラベルを使用する調達担当者は増加したか。	2014 年以前は、環境ラベルや他の認証制度を直接参照できなかったと述べたが、証明方法の一つとして活用することは可能であった。しかし、例えば、TCO Certified の認証もしくは同等の証明書も受け入れる必要があり、ベンダー（サプライヤー）から提出された書類をもって同等を確認することは調達担当者にとって非常に困難であった。環境の専門家の働きもあり、新しい公共調達指令では、環境ラベルやその他の認証制度を直接参照することが可能となった。TCO Certified 認定製品を要求できるようになったが、他の環境ラベルや認証制度も受け入れる必要があり、TCO Certified との同等性を調達担当者が確認することは非常に難しい。
6	ノルディックスワンや EU エコラベルは、入札仕様書にどのように記載されているか。	
7	調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか（調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか）。	私の経験から 2 点お話する。一点目は、WTO や他の国際規約等に則ったシステムを構築することである。そして、二点目は調達担当者にとって非常にわかりやすい実践的なガイドラインを策定し、調達実務を円滑にする手続きのレコメンデーション（入札仕様書への記載内容のテンプレート作成など）を提供することである。
8	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度（法律、ガイドライン等）を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。	また、TCO Development が調達担当者向けに行っている実践的な取組として、同等性の証明に関するガイドラインの提供がある。もしベンダーが TCO Certified を取得しておらず、調達担当者が求める要求に関する同等性の証明方法について、調達担当者に尋ねてきた場合、このガイドラインをベンダーに提供しよう案内している。ガイドラインには、どのような書類が必要かがまとめられており、非

		<p>常に成功している取組と考えている。</p> <p>調達担当者は、基準適合を確認する責務を負っていることから、TCO Certified を調達に活用することで、その作業やリスクを軽減することができ、環境ラベルを活用する最大のメリットとなっている。</p> <p>同等性の証明は非常に困難であり、TCO Certified を提供するほうがはるかに簡単である。</p>
9	その他	<p>アメリカの GPP は、EU とは異なるアプローチをとっており、政府系環境ラベルが活用される傾向である。連邦レベルの調達担当者で使用される環境ラベルは、コンセンサスペースの環境ラベルであり、これは複数のステークホルダーグループが基準に対して投票（意見）するもので、タイプ 環境ラベルではない。ただし、エネルギースターは例外である（政府主導環境ラベルであるため）。また、EU レベルのように、要求する環境仕様に適合しているかの検証は要求されていない。また、調達担当者は概ね専門知識を有しておらず、きっちり適合を確認するわけでもなく、公共調達に使用して差支えないだろうと思われる環境ラベルを使用している。</p> <p>地方レベルでは、環境基準や政策の策定については裁量があるものの、連邦政府の政策をフォローするのが一般的である。</p> <p>また、新大統領が就任したことで、アメリカの環境政策はよい方向に進むことが期待されている。前大統領時は、GPP に関連することを取りやめ、思った進展がなかったため、この 2-3 年で流れが変わることを期待している。</p> <p>2019 年の SPLC の会議にて、話をした政府関係者のなかに、基準策定機関の NIST（National Institute of Standards and Technology）の人がおり、すべての作業において WTO を考慮していると語っていた。</p> <p>環境保護庁（EPA）では、5 年程前に環境ラベルガイドラインを公表し、海外の環境ラベルも紹介している。作業は完了していないとも聞いており、他の環境ラベルも採用するようだが、政府主導環境ラベルが中心であり、実際には WTO との整合は図られていないと思う。</p>

12) ノルウェー

(1) エコラベリング・ノルウェー

ヒアリング概要

日 時：2021年1月19日(火) 18:00～18:40

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(ノルウェー) Mr. Bjorn-Erik Lonn, Ecolabelling Norway

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志
同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	「公共調達規則(FOR-2020-02-13-159)」が、EUの公共調達指令(2014/24/EU)の43条「ラベル」を反映させた条項であるが、WTO協定(GATT)・GPAの非関税障壁はノルウェーでも考慮されたか。	WTOとの整合を検討したと思う。この公共調達規則は、EU公共調達指令が2014年に改正されたことを受けて策定された。 <u>ノルウェーはEU加盟国ではないものの、貿易問題は欧州経済領域(The European Economic Area (EEA) Agreement(注)EU加盟国とノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインが加盟し、相互の市場への完全アクセスを保障する共同市場を形成する)に合意していることから、ノルウェーはEUの公共調達指令を国内法に反映している。</u> WTOについては、ノルウェーは活動的である。WTOなどの国際機関の議論は、EUは加盟27か国の代表として参加するが、ノルウェーは加盟国ではないため、単独で参加している。
2	「公共調達規則(FOR-2020-02-13-159)」§15-3.「ラベリング制度」に記されている参考とするエコラベルの要件や同等性は、調達担当者が判断するのか。地方自治・近代化省(KMD)管轄によるサポートはあるか。	ECでは、GPPに関するガイダンスにて、同等性について触れている。EUエコラベルと同等の環境ラベルがカバーすべき要求事項とは、その環境ラベル制度が非差別的であり、基準策定がオープンで透明性があり、すべてのステークホルダーがアクセス可能であること、第三者認証であることといった要求事項が記されている。 後に分かったことだが、2018年にGENに加盟したGECがGENに関心を持ったのは、ECからタイプ環境ラベルである証明を求められたためである。 調達担当者にとっては、どの環境ラベルが活用できるのかは非常にわかりづらいため、ノルウェーの公共調達支援機関であるDiffは、どの環境ラベルが受け入れられるかをアドバイスしている。

		<p>スウェーデンのある環境ラベル機関と政府機関（Diff）では、スウェーデンの家具の環境ラベルについて議論しているが、環境ラベル機関は自身をタイプ 環境ラベルと主張するものの、実際はタイプ 環境ラベルではないということがあった。第三者認証でなければならないのに、実際は工業会が運営する制度のようである。また、基準策定において工業会の強い影響力があるため、第三者認証とは言えないだろう。</p> <p>ノルディックスワンでは調達担当者に対して、ノルディックスワンや EU エコラベル、また同等性をどのように要求するのかといったアドバイスも行っている。</p> <p>「同等性」という単語だけでは、不十分であるだろう。EU 公共調達指令やノルウェーの公共調達規則のように、要件が設定されていることが望ましいのではないか。</p>
3	<p>エコラベルを GPP に活用する現状の枠組みは、あなたの立場から見て、WTO 協定（GATT）・GPA に反しないと思うか。</p>	<p>WTO に違反しているとは思わない。Diff はいくつかの品目で GPP 基準を公開している。ノルディックスワンでは、基準策定についてオファーを出しているが、Diff は独自に策定することにこだわっている。12 年前には Diff が予算の関係から基準策定をやめたことがあり、代わりにノルディックスワンが基準策定に取り組むと打診したものの断られた経緯がある。4 年ほど前から、また取り組み始めたようである。基準は公共調達全体の 30%程度しか設定されておらず、サービス分野などは設定されていない。</p> <p>Diff は、環境基準の活用について一般的なことしか触れておらず、入札への活用や環境ラベルの直接的な参照方法などは教えていない。ノルディックスワンでは、GPP 担当の職員がおり、活用をアドバイスしている。</p>
4.	<p>環境ラベルを取得していなくても、要求する環境基準を満たす製品であれば調達は可能か。その場合、環境基準の全項目について証明を求めることになるか。</p>	<p>ノルディックスワンは、環境基準（GPP 基準も含む）の適合を表す簡単なコミュニケーションツールとして取得・活用する事業者が増えている。GPP 基準への適合をどのように検証しているかはわからないが、調達担当者次第と思われる。一般的に、適合判断を書類で確認することは労力を要するため、調達担当者に限らず、製造事業者にとっても環境ラベルを活用するほうがより簡易な方法だろう。</p>
5	<p>公共調達規則が改正されたことで、環境ラベルを使用する調達担当者は増加したか。</p>	<p>増えている。オフィス家具などいくつかの品目は、GPP のみを目的とした取得が大半である。地方レベルの調達担当者でも、オフィス家具の調達ではノルディックスワンを要</p>

		求しており、様々な製造事業者の取得が増えている。
6	調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか(調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか)	調達担当者次第である。証明書類や認定証、あるいはノルディックスワンの Web サイトに該当製品が掲載されているかを確認している。ノルディックスワンの Web サイトからチェックすることは簡単であるが、具体的な型式が掲載されておらず、認定状況の確認がスムーズに行えない場合があるため、その場合は認定証の提出が求められるだろう。
7	他に、環境ラベルの活用方法について WTO 協定 (GATT)・GPA の非関税障壁を考慮して作成された法律/規則/計画/取組はあるか。	私の知る限り、環境ラベルに関する法規で、公共調達規則以外で WTO に係るものはないだろう。 あるとすれば、食品やコスメティック製品のラベルくらいと思われる。
8	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度 (法律、ガイドライン等) を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。	ノルディックスワンは政府から運営に係る補助金が出ているが、GPP に関しては日本のエコマークとほぼ同じ位置づけと認識している。GPP における環境ラベルの活用については、政府機関とのコネクションが強いほうが、より容易になるだろう。最も重要なことは、調達担当者と製造事業者が信頼性の高い情報をいかに容易にコミュニケーションできるかである。そのために、ノルディックスワンなどの環境ラベルは非常に有効な手段の一つであるだろう。事業者との議論では、ノルディックスワン取得に係るコストを懸念事項として挙げられることが多いが、製品は様々な部品で構成され、基準内容も複数あるため、それを一つずつ試験や認証を取得するとコストが上がる。GPP 基準のすべてをカバーしているノルディックスワンを取得するほうが結果的にコストパフォーマンスが優れていると案内している。また、調達担当者にはノルディックスワンなどの環境ラベルを活用することで、GPP 基準の証明が容易に行え、業務量が削減できるといったメリットを伝えるトレーニングなどを実施しており、環境ラベルは非常に便利なツールであると案内している。環境ラベルを使用することで、調達担当者と製造事業者の双方にメリットがあると伝えている。 ノルディックスワンの課題としては、消費者向けの認定製品を増やすことである。病院や学校などで使用される公共調達向けのソファは多くに認定製品があるが、一般家庭用

	の家具については、先日ノルディックスワンの Web ページに新しい認定製品を公開したくらいで、非常に少ない。
--	--

13) デンマーク

(1) エコラベリング・デンマーク及びコペンハーゲン市

ヒアリング概要

日 時：2021年1月21日（木）17:00～17:40

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(デンマーク) Ms Lisbeth Engel Hansen, Criteria Manager, Ecolabelling Denmark,
Ms Rikke Dreyer, the City of Copenhagen

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志
同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	「公共調達法」の第46条が、EUの公共調達指令(2014/24/EU)の43条「ラベル」を反映させた条項であるが、WTO協定(GATT)・GPAの非関税障壁はデンマークでも考慮されたか。	EU公共調達指令を改定する際、欧州委員会がWTO規則を考慮したと確信する。同指令は、デンマークの公共調達法で合法的に実施されている。 デンマークの入札の半分は、環境ラベルを使用しており、ノルディックスワンが最も多く活用されている。その外にも、FSCや食品系のラベルも活用されている。 デンマークでは、環境ラベルを活用した調達が増えている。調達担当者は環境に関する知見があるとは限らず、環境要件を策定したり、それを入札に反映したりするだけでなく、ガイドラインを活用することにも課題があり、環境ラベルを活用した簡易な調達手法は、非常に優れたソリューションだと考えている。 10月にドイツ連邦環境庁主催の国際会議に参加し、ハンプルク市とイタリアのCONCEPとのセッションに参加した際、双方ともタイプ環境ラベルを活用した施策を行っており、他の欧州の事例も参考にするとよい。必要であれば、そのコンタクト先を紹介してもよい。
2	「公共調達法」第46条に記されている参考とするエコラベルの要件や同等性は、調達担当者が判断するのか。SKI(調達支援機関)によるサポートはあるか。	特定のラベルが、入札書類において要求されているラベルと同等かを判断するのは契約当局(自治体など)になる。その決定について入札者から控訴されれば、まずデンマークの控訴委員会に送られ、ごく稀にはあるが欧州司法裁判所まで送られることもある。 SKIまたは環境省が同等性についてのガイダンスを提供しているかはわからない。デンマーク自然庁は、合法で持続可能な木材の購入に関する調達者向けガイドを作成しており、このガイドでは2つのラベル(FSCとPEFC)が、木材/木材の合法性と持続可能性の文書として承認されているが、環境ラベリングに対応するガイド

		<p>はない。</p> <p>また、調達担当者は同等の環境ラベルや、他の証明の手段も受け入れることが求められる。同等の環境ラベルとは、具体的に何を指すかはよくわからないところはある。ただし、<u>調達担当者は(タイプ)環境ラベルの代替として、他のあまり知らない環境ラベルや証明手段を受け入れることは限りなく少ないだろう。なぜなら、求められる要件について、調達担当者がそれぞれ確認する必要があり、非常に手間となるためである。(タイプ)環境ラベルを受け入れるほうが、非常に楽だろう。</u></p>
3.	<p>エコラベルを GPP に活用する現状の枠組みは、あなたの立場から見て、WTO 協定 (GATT)・GPA に反しないと思うか。</p>	<p>公共調達指令またはデンマーク公共調達法が WTO 規則に反しているとは思わない。公共調達指令によると、公共契約当局は、同様のラベル要件を持つ他のエコラベルを常に受け入れる必要があり、場合によっては他の適切な文書も受け入れる必要がある。したがって、要件には平等な扱いと透明性が担保されている。</p>
4	<p>「公共調達法」が改定される以前は、環境ラベルの参照が認められていなかったのか。当時のデンマークの調達担当者の課題は何か。</p>	<p>改定前は、公共調達者はエコラベルの背後にある基準を参照する必要があり、製品が提供する全ての文書がラベル要件を完全に満たす必要があった。調達者は単にエコラベルを参照することはできず、ラベルの背後にある全ての要件を入札書類に記載すると同時に、エコラベル以外の文書を受け入れる必要があるため非常に煩雑であった。</p>
5.	<p>環境ラベルを取得していなくても、要求する環境基準を満たす製品であれば調達は可能か。その場合、環境基準の全項目について証明を求めることになるか。</p>	<p>契約当局は、エコラベルが必要かどうか、必要な場合はどのラベルが必要かを自ら決定する。エコラベルの要件に準拠するための文書が必要かどうかを決定するのも契約当局である。サプライヤーが要求されたラベル以外のコララベル製品を提供する場合、契約当局は、それらの同等性を説明 / 文書化するよう入札者に要求する場合がある。</p>
6	<p>公共調達法が改正されたことで、環境ラベルを使用する調達担当者は増加したか。</p>	<p>増加している。</p>
7.	<p>ノルディックスワンや EU エコラベルは、入札仕様書にどのように記載されているのか。</p>	<p>エコラベルは以下の方法で入札に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 満たされなければならない最低要件 2) 授与基準 3) 契約条件
8	<p>調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求</p>	<p>証明書またはライセンス番号を提出することになる。しかし多くの場合、契約当局は、製品にエコラベルのライ</p>

	められるのか（調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか）。	センスがあるかどうか疑問がある場合にのみ、文書を要求している。
9.	他に、環境ラベルの活用方法について WTO 協定（GATT）・GPA の非関税障壁を考慮して作成された法律/規則/計画/取組はあるか。	EC の Web サイトを参照してほしい。 https://ec.europa.eu/trade/policy/accessing-markets/public-procurement/
10	コペンハーゲン市は、一部の品目について環境ラベル認定製品の調達を義務としているが、WTO との整合をどのように図っているか。	コペンハーゲン市は、ノルディックスワン、EU エコラベル、またはその他のタイプ 環境ラベリングの製品を購入する方針を持っており、それらと同等の全てのエコラベルを受け入れる。 デンマークの環境ラベリングと Danske Standard（デンマークの NPO 法人）は、とりわけ Bird & Bird（法律事務所）と協力して、公共調達指令の規則に従い、入札における EMS とエコラベルの活用に関するガイドを公開した（北欧理事会の Web サイトからダウンロード可）。Bird & Bird は、公共調達者に、特定の調達カテゴリー内で関連する全てのタイプ エコラベルを入札書類に挿入するようにアドバイスしている。コペンハーゲン市の入札では、日本のエコラベルを入札資料に記載することも推奨できる。この場合、入札者は日本のエコラベルがノルディックスワンまたは EU エコラベルと同等であることを文書化する必要はない。コペンハーゲン市は、入札前に市場との対話を開始し、調達カテゴリーに含まれるタイプ エコラベルの概要を把握している。 コペンハーゲン市では、市場対話を入札前に実施し、十分な供給量や市場の対応可能性を十分に考慮したうえで、タイプ 環境ラベルを要件としている。現在、家具、玩具、オフィス機器、作業着、幼児用インドア家具、幼児（ベビーカーなど）の 6 分野について対話を行い、入札にタイプ 環境ラベルを活用している。ただし、EU 公共調達指令の通り、他のタイプ 環境ラベルや同等性が確認できた環境ラベルや証明方法を受け入れることは排除していない。ただし、入札で選ばれるなら、タイプ 環境ラベルが必要な状況である。 また、家具の入札を例に挙げれば、公的機関の調達を代

		<p>わりに実行する SKI が、Framework agreement のもと事業者と契約し、製品がリスト化されている。リストには、商品の詳細と共に、環境ラベルも紹介される。国際的に有名かは分からないが、法的な問題がある場合は Bird & Bird という法律事務所に相談する。同等性については、何が同等のラベルなのか、誰が判断するのかは重要な観点であり、入札前に確認しておくべきと話している。</p> <p>EU 公共調達指令が改正されたとき、EC に同等性についてメールにて質問したが、回答はなかった。現在、このスキームでうまくいっているため、特に詳細を確認しなくてもよいと考えている。</p>
11	<p>調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度（法律、ガイドライン等）を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。</p>	<p>公共調達者は時間と知識を欠いているので、<u>入札にエコラベルを使用できるようにするべきである</u>。たとえば、<u>入札書類にコピー＆ペーストできる入札テキストの作成や、エコラベルチェックを提供して調達者がエコラベルに関連する入札の概要を把握できるようにすることもできる</u>。</p> <p>コペンハーゲン市は市場との対話により、より多くのエコラベル製品を市場に出すよう支援している。調達担当者にインセンティブを与えることも重要である。調達者の多くは環境に配慮したいと考えているので、コペンハーゲン市は、入札における経済的な節約を評価するだけでなく、エコラベルを促進するために彼らが行った努力をきちんと評価している。調達担当者の努力と環境への貢献を強調する記事を書くなど、成功を評価する方法を考えてみてはどうか。</p> <p>調達者のための会議に出席することも重要である。私どもは昨年、見本市でバイヤー向けガイド付きエコラベルツアーを手配し、エコラベル製品のサプライヤーがいるブースにバイヤーを案内した。購入者にとって、エコラベルはテレビのようなもので、映り（機能）さえすればよく、ラベルの背後にある基準の詳細な情報は必要ない。したがって、調達者がエコラベルを信頼しているかどうかは鍵となる。</p>

14) イタリア

(1) 国立環境保護研究所(ISPRA)

ヒアリング概要

日 時：電子メール

会 場：電子メール

言 語：英語

参加者：(イタリア) Ms Raffaella Alessi, Head of Ecolabel unit, National Institute for Environmental Protection and Research(ISPRA)

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志

同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	環境ラベルの活用について規定した法律/規則/ガイドラインはあるか。	調達コード (Dlgs. 50/ 2016、 Dlgs.56/ 2017 によって変更)により GPP が必須となるため、行政機関は持続可能な製品とサービスを購入する義務がある。 厳密に言えば、環境ラベルは必須ではないが、(可能な場合は)環境ラベルの要件があることが義務付けられているため、製品またはサービスが EU エコラベルで認定されていれば、自動的に適合することになる。
2	イタリア公共契約コード(政令 50/2016 (2017 年改正)の第 69 条 1 項が、EU の公共調達指令 (2014/24/EU)の 43 条「ラベル」を反映させた条項であるが、WTO 協定(GATT)・GPA の非関税障壁はイタリアでも考慮されたか。	私は WTO ではなく EU エコラベルの専門家であるが、私たちの法令はすべての部分で EU 指令を転置している。
3	イタリア公共契約コード(政令 50/2016 (2017 年改正)の第 69 条 1 項および第 3 項に記されている参考とするエコラベルの要件や同等性は、調達担当者が判断するのか。CONSIP (調達支援機関) ⁴ によるサポートはあるか。	判断は調達者次第であり、知る限りでは、CONSIP はサポートやアドバイスを提供していない。

⁴ イタリア経済財務省が所有する会社であり、公共調達における電子調達などのサポートを提供している。
<https://www.consip.it/>

4	GPP/SPP 基準 (CAM criteria) と推奨エコラベルを公表する現状の枠組みは、あなたの立場から見て、WTO 協定(GATT)・GPA に反しないと思うか。	私は WTO の専門家ではないが、EU 指令は非常に正確な法的経路により欧州で発効されているため、完全に調和していると言える。
5	調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度(法律、ガイドライン等)を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。	エコラベル製品は、義務化をきっかけに行政機関に広がった。イタリアでは、特定のポータルサイトを通じて購入する義務があるが、そのサイトでは認証製品が別建てでリストされていない。そのため、法律に準拠した製品を購入するには、調達者はすべての技術シートを読まなければならない。GPP は必須であるが、企業向けにこれらの製品をマーケティングするためのより良い方法を提案したい。

15) アメリカ

(1) Green Electronics Council(GEC)

ヒアリング概要

日 時：2020年9月17日(木)9:00~10:00

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(アメリカ) Ms. Nancy Gillis, CEO, Green Electronics Council(GEC)

(日本) (公財)日本環境協会 上級参与 田中 聡志

同エコマーク事務局 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	冒頭	<p>連邦調達規則(FAR)は連邦政府機関に 95%以上の持続可能な調達を要求しており、環境ラベル機関の視点から、非常に成功していると思う。調達担当者にとって、調達する製品の環境ラベルがすぐに分かるワンストップサービスが提供されるのであれば、より大きな成功を得られるだろう。</p> <p>アメリカの調達担当者が参考にする Web サイトは主に 2 つある。</p> <p>EPAWeb サイト：調達したい製品や製品が満たすべき要求事項の確認が取れている環境ラベルのリストを掲載</p> <p>GSAWeb サイト(SF ツール)：調達担当者にとって非</p>

		<p>常に参考となる Web サイト。カテゴリーごとに品目が整理され、どの環境ラベルが求められるカテゴリー（製品）の要求事項を満たしているか分かる。調達したい品目を検索すると、求められる要求事項が分かりやすく整理されているほか、オンライン調達システムで要求事項を満たしている具体的な製品を確認できる。</p> <p>調達担当者は調達する品目が多様にわたり、多くの要求事項がある中、環境ラベルを活用して GPP の簡易化を図ることは非常によい考えと思う。</p> <p>政府は、この GSA の Web サイトを活用し、必要な情報を集約することで持続可能な調達の促進を図っているものの、実態として、FAR が要求する 95%以上の持続可能な調達（契約）は満たせていない状況である。なぜならば、全ての品目に環境ラベルがあるわけではないからである。例えば、IT 分野は EPEAT やエネルギースターがあるため環境ラベルを活用した調達ができるが、政府支出の非常に大きな部分を占めるコンサルティングやプロジェクトマネジメント等のプロフェッショナルサービスは環境ラベルがない分野である。</p>
2	<p>FAR Part 23.7 では、EPEAT 対象品目は 95%以上 EPEAT 登録製品を調達することになっているが、環境ラベル (EPEAT)の活用が非関税障壁にならないよう WTO 協定 (GATT)・GPA (= 内国民待遇) を考慮したか。</p>	<p>GEC は非政府・非営利機関であることから、EPEAT は FAR から削除するべきと考えている。個人的な考えとして、政府が発令する法規においては、特定の民間の環境ラベルに対して優遇的な措置を与えるべきではない。</p> <p>現在、GEC が政府に提案・要求していることは、すべての公共調達を持続可能な調達とすること、つまり政府が 100%の持続可能な調達を連邦政府機関に要求することである。また、政府は連邦政府機関に対して、環境ラベルが満たすべき基準を決定する必要があると考えている。</p> <p>GEC としては、公共調達において、基準を設定・活用するよりも環境ラベルの活用を推奨している。なぜなら、環境ラベルは基準と証明が一体となっているが、基準の場合は要求事項だけであり、調達担当者は調達する製品・サービスがその要求事項に適合しているか確認する必要があり、調達担当者にとっては大きな負担である。</p>
3	<p>95%以上はかなり厳しい数値であるが、実際にはどれくらい EPEAT 登録製品が調達さ</p>	<p><u>本要求事項は「EPEAT 登録製品を 95%以上調達すること」ではなく、「95%以上、持続可能性にすること」である。</u> IT 分野では、EPEAT や他の信頼性の高い環境ラベ</p>

<p>れているのか。</p>	<p>ルがあるため、この要求事項の達成は難しくないだろう。本件に係る主な環境ラベルは、EPEAT とエネルギースターだけである。エネルギースターは、ライフサイクルの一つの側面(使用段階)のみに着目した制度であり、すべてのライフサイクルを考慮している EPEAT ほど広範囲の要素を考慮したものではない。エネルギースターの要求事項は、EPEAT の要求事項の一つとなっている。EPA が行っていることは、参照可能な環境ラベルを評価する要求事項を策定し、他の活用可能な環境ラベルをピックアップすることであり、非常に適切な取組であると考えている。</p> <p>GEC が考える政府がとるべき手段として、FAR から「EPEAT」の文言を削除し、FAR には「政府機関の調達には、100%持続可能な公共調達とする」といった要求事項を入れることであると考えている。また、FAR には調達担当者が参考とすべきものとして活用可能な環境ラベルのリストがある EPA や GSAWeb サイトを明記し、そこに誘導する必要があるとも考えている。</p> <p>EPA は、活用可能な環境ラベルが満たすべき要求事項を(ガイドラインとして)まとめており、より多くの環境ラベルが活用されていくことを期待している。活用可能な環境ラベルが増えることで、100%持続可能な調達にするという要求事項を満たすことができる。また、その100%を達成するためにも、カテゴリーごとに少なくとも2~3 種類の活用可能な環境ラベルがあるとよい。グローバルな観点として、仮に日本のエコマークであっても、EPA の要求事項に適合しているのであれば、排除されるものではないということである。</p> <p>EPA は政府機関が活用する環境ラベルに関する要求事項を設定しているが、GEC では ISO14024 も要求されるべきと考えている。また、もし WTO 協定に環境ラベルが満たすべき要求事項が設定され、すべての WTO 加盟国によってその環境ラベルが使われるようになると非常によい影響があるのではないか。基準(Standard)ではなく、検証まで行われている環境ラベルが対象となるとよい。もし、基準のみが採用されるとなると、(国によって考え方や制度、設備が異なるため)様々な検証方法が生</p>
----------------	---

		まれてしまい、その基準の検証方法の整合性や持続可能な調達の信頼性が損なわれてしまう。
4.	環境ラベルの活用方法について WTO 協定 (GATT) ・ GPA の非関税障壁を考慮して作成された法律/規則/計画/取組などが他にあれば教えてほしい。	WTO 協定を考慮している他の法令については知らない。実際、WTO の要件について、気にしている人は少ないだろう。 また、WTO ではないが、いくつかの連邦政府機関が定めている法律等において、環境ラベルの活用が触れられているが、WTO を考慮しているとは思えない。
5	FAR の改定は近い将来行われると思うか。	そう思う。改定について政府は FAR Case に対応しなければならず、既に第三者機関によるエコラベル制度の記述を削除するという FAR Case もある。それは、EPEAT だけでない。FAR には建設関連の環境ラベルも多く記されており、政府が土地を借りる場合、持続可能性が要求されており、その要求事項として LEED が求められている。LEED は政府が運営する公的な制度ではなく、民間の第三者機関が運営するラベルである。この FAR Case では、すべての民間環境ラベルを削除するよう要求している。そのため、 <u>アメリカ政府はいかなる民間の環境ラベルも優先的に活用すべきではないということである。</u> 公共調達で国内産品保護を目的とするという考えも理解できるが、気候変動が世界的なリスクになっているなか、持続可能性への取組は世界的な課題であると認識している。その世界的な課題に挑戦するため、公共調達における特別な配慮・検討は必要であり、持続可能性を有する環境ラベル製品の調達を促進すべきと考える。そのため、個人的には WTO は環境ラベルの活用をより可能にすることを検討すべきであり、国内産業保護の観点だけでなく、持続可能性について検討する必要がある。 環境ラベルは環境配慮型製品を特定するツールであるという点に、同意する。民間の第三者機関の環境ラベルを FAR や他の関連法規から削除することは、ベストな手法だと思う。基準ではなく、信頼性の高い環境ラベルを広く活用していくことが大事である。 EU に目を向けると、製品が満たすべき基準が設定されているが、検証方法の要件が示されていない。そのため、企業にとって調達担当者に製品が基準に適合していることを示すことが大きな課題となっている。調達担当者が、

		<p>調達する製品に対して質問がある場合、基準を示し、複数の企業から複数の反応があっても、その反応（製品が基準に適合しているかということ）は様々で、どれがよいか調達担当者では判断できない。なぜなら、検証方法に関する要求事項がないからである。そして、よくあることだが、調達担当者は判断を誤ることや競争力が担保されていない決定をすることを恐れ、持続可能性に関する考慮を調達に含めなくなっている。そのため、すでに検証までされている環境ラベルを活用することに強い自信を感じており、環境ラベルがなければ基準適合製品を確実に調達することができず、設定された基準を活かすことができない。EU では GPP 基準があっても、それを満たしているかどうかを調達担当者が判断できず、環境ラベルもうまく活用できないということが、GPP の実装が進まない理由であると考えられる。</p>
6	<p>FAR は具体的な環境ラベルを指し示している。あくまでも仮定の話であるが、EPEAT 以外の環境ラベルも記載される可能性はあるか。EPA が推奨する活用可能な環境ラベルにおいて、他の国の環境ラベルが採用されることはあるか。</p> <p>また、現在の記述において、WTO 協定に違反していないことを強調・触れている箇所はあるか</p>	<p>調達担当者が環境ラベルを要求する場合、公平かつオープンな競争を担保するため、その要求する環境ラベルの品目が市場から入手可能で、最低 3 社からの入札が可能であることが求められる。GEC としては、常に 3 つの会社から選択できるよう複数の会社が EPEAT を取得するよう努めている。ただし、ほとんどの調達は、3 社からのレスポンスがなければ、公平でオープンな調達は考慮されないだろう。</p> <p>EPA が設定している環境ラベルの要求事項に、その環境ラベル制度が適合しているのならば、EPA はその制度を活用可能な環境ラベルとして指定する可能性はある。その環境ラベルを指定することで、市場により適切な商品が増え、入手可能性や競争促進が図られるなら、その環境ラベルが指定される可能性はある。調達において十分な選択肢があることが、環境ラベル活用と WTO の関係について重要なことであると思われる。</p>

(2) アメリカ合衆国環境保護庁(Environment Protection Agency (EPA))

ヒアリング概要

日 時：2020 年 9 月 11 日（金）21:00～22:00

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(アメリカ) Ms. Alison Kinn, Ms. Holly Elwood(Senior Advisor), Environment Protection Agency (EPA)

(日本) (公財)日本環境協会 上級参与 田中 聡志

同エコマーク事務局 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
	冒頭	<p>Ms. Alison Kinn :</p> <p>主にビルディング部門を担当しており、連邦政府機関のグリーンビルディングの調達をサポートしている。基準と環境ラベルの活用を中心とした戦略を元としたサポートを行っており、多くの任意基準のコンセンサスの形成(注)ガイドラインに従った民間の環境ラベルの選定)にも取り組んでいる。</p> <p>Ms. Holly Elwood</p> <p>環境配慮型調達プログラム(EPPプログラム)チームでシニアアドバイザーを務めている。連邦政府機関のビルディングと電子機器のサステナブル基準と調達のコーディネートやサポートを担当。</p>
1	連邦調達規則(FAR)Part23 と大統領令が連邦機関のGPP/SPPを規定しているが、両者の関係について教えてほしい。	<p>その他にも GPP 関連の法令で、エネルギースターや再生材料を要求する法令がそれぞれにあり、EPAとしては、それらをまとめたいと考えている。</p> <p>連邦政府機関の全ての調達は、FARに基づいて行われる。FARは、調達担当者が知るべき規定、調達担当者が求められている要件や情報が規定されている。大統領令で要求される調達関連の規定は、FARに組み込むようにしているが、その作業が常に2～3年程度遅れているのが実情である。最新の大統領令は第13834号で、今までの大統領令は廃止としている。そして、FAR Part23はGPPに関する必要な情報がまとめられている。</p> <p>FARの改定には大きなプロセスを経る必要があり、多くの時間を要してしまう。通常、新しい大統領令が発令されると、その大統領令を反映させるためFARを改定するが、かなりの頻度で改定の必要が生じているのが最近の状況である。</p>

		<p>法律のヒエラルキーは実際、グレーエリアであり、調達者にとっては明らかでない。FAR が反映できていないという理由もあるかもしれないが、機関によって、大統領令をベースとして調達する機関もあれば、FAR をベースとして調達する機関もある。FAR の改定作業や一般的な法律の制定作業と比べれば、大統領令の発布は非常に簡単にできてしまう。</p> <p>前オバマ大統領が発令した大統領令が非常に複雑で作業に苦慮しており、現在、2 つの大統領令（第 13693 号、第 13834 号）の反映ができていない。</p>
2	<p>FAR Part23.7 では、調達した電子製品の少なくとも 95% が EPEAT 製品でなければならない。EPEAT（エコラベル）の活用が非関税障壁（NTB）にならないように、WTO 協定（GATT）・GPA の非関税障壁は考慮されたか。</p>	<p>EPEAT の要求事項が FAR にある理由は、前ブッシュ大統領が発布した大統領令にその要求事項があったからである。しかし、具体的な環境ラベルや基準を FAR に記載すべきではないという意見もある。FAR Case(FAR の規定に関する判例/紛争事例)が進行中で、将来的に FAR から具体的な環境ラベルや基準は削除されるだろう。その代わりに、より広範囲な要求事項が記され、推奨環境ラベルや基準は にあるものを参考に、といった内容になるだろう。ただし、まだ決まった訳ではない。</p> <p>環境保全上、適切な判断を促すために環境ラベルを活用すること（ガイドラインの改定作業）は重要である。</p> <p>しかし、連邦政府機関運営の環境ラベルは FAR に残るだろう。</p>
3	<p>GPP にエコラベルを使用することは WTO ルールに反すると思うか。</p> <p>国内のエコラベルのみを指定することは WTO に反すると思うか。</p> <p>国際的なエコラベルプログラム（FSC など）を指定すれば WTO に反しないと思うか。</p>	<p>環境配慮型製品・サービスの調達をより容易化することは、EPA でも検討している。EPA も日本と同様の課題を抱えており、調達担当者が持続可能な製品や認証をより容易に特定し、調達を促進していきたいという戦略は我々も同じである。</p> <p>日本との違いは、政府が運営するエコマーク（政府とは独立した機関である日本環境協会が運営していると訂正）、唯一の環境ラベルをアメリカでは指定しておらず、市場にある多くの環境ラベル（約 100 種類）を活用している。EPP プログラムチームの役割は、ガイドラインに従った環境ラベルを選定し、推奨することである</p> <p>調達担当者は環境に関する知識が少なく、環境配慮型製品・サービスの調達に苦慮しているという点は、アメリカでも同様の課題を抱えている。調達担当者が環境の専</p>

	<p> 専門家にはならないだろうし、期待してはいけないと捉えているが、アメリカでも持続可能な調達をより容易にしたいと考えている。アメリカの調達担当者からも、参考とする環境ラベルは一つにしてほしい、あるいは短い文章で済むようにしてほしいとの要望を受けることがある。すべての基準を憶え、毎回、基準をコピーアンドペーストすることに負荷を感じている。アメリカもより容易な手段で調達できるようにしたいと考えている。 </p> <p> 日本が、すべての製造事業者に対してオープンな機会になるかを懸念していることは理解できる。アメリカでは現在、連邦政府の調達に向けて EPA が基準や環境ラベルを推奨している。そのリストには可能な限りインクルーシブなものとなるよう配慮している。つまり、分野ごとに可能な限り多くの基準と環境ラベルを掲載するよう配慮している。ただし、チームとしては、この方針を変えてはどうかという意見もある。調達担当者に向けて、調達がより容易となる情報を集約したいと思う反面、オープンな機会となるようできるだけ多くの基準や環境ラベルを入れなければならないというトレードオフも認識している。 </p> <p> 日本に対して、よいアドバイスはできないが、この問題は近い将来、議論が進むだろうと考えている。コロナウィルスの世界的拡大を受けて、特に事業者が大きな影響を受けている。政府としては、地方企業を支援（地方企業からの調達を優先）することで、コロナウィルスで被災した地方の活性化を図りたいと考えている。地方企業を支援し、地方にお金がまわるようにアメリカはシフトしていくだろう。しかし、WTO ルールも関連するため、この世界的な状況を配慮されるようになってほしい。 </p> <p> 「同等性 (or equivalent)」を誰が、判断するのかという課題もあるだろう。環境ラベルや基準を推奨するガイドラインを策定したが、限界はあった。私たちが使用できるリソースの観点から、基準や環境ラベルを評価することとしたが、日本のエコマークは評価できていない。当時、評価する環境ラベルを公募したところ、日本からは </p>
--	--

	<p>特になかったと記憶している。アメリカ以外の環境ラベルで評価したのはニュージーランドやオーストラリアの制度くらいである。残念ながら、エコマークは現在そのリストにないが、エコマークがカバーしている品目によっては「or equivalent」として検討できるかもしれない。しかし、このガイドラインに適合しているかはエコマークで検討してもらい、EPA を説得してもらう必要がある。他の課題として、WTO の課題はあるものの、<u>コロナ後の経済復興政策としてアメリカ産品を購入する「Buy America」という取組がある。</u></p> <p>WTO 政府調達協定の認証に関する部分については、特定の環境ラベルや認証制度を要求する場合、その同等（Or Equivalent）のものも受け入れることを受託国に要求している。EPP チームが（環境ラベルや基準の選定）ガイドラインを策定する際、GPA の規定に準拠するようにしたが、以前はそこまで考慮されていなかったと思われる。実際、この「同等（Or Equivalent）」の箇所については、誰も申し立てたことはないと記憶している。EPP チームは、GPA に準拠するようベストを尽くしたつもりであるが、仮に申し立てがあるようであれば、（申し立てがあった環境ラベルや基準を）除外するなどの対応をする必要があるだろう。</p> <p>この点は非常に微妙である。他の多くの WTO 規律については多くの Case law（判例/紛争事例）があるなか、GPA の「同等（Or Equivalent language）」については事例がなく、実際のところ EPP チームでも、同等がどのような意味（定義）なのかわかっていない。個人的な考えではあるが、オープンな制度設計とし、より多くのステークホルダーを受け入れるようにするとスムーズに物事が進むだろう。そして、不必要な業務を発生させないようにしつつ、経済成長に貢献できるとよい。EPP プログラムでは、全ての基準や環境ラベルを見つつ、一定のメリット（要求事項）を踏まえて選定していることから、WTO でいう技術的障害はないととらえている。そうすれば、余計なトラブル等は招かないだろう。日本でもそういった点（公平性やオープンな機会）を考慮するとよい。環境ラベルがガイドラインに適合しているかどうかをみ</p>
--	--

		<p><u>るプロセスについてもう少し説明すると、まずガイドラインはとても長い。基本的に環境ラベル機関に依存している。自主的にガイドラインへの適合をチェックしてもらい、証明書類を EPP チームに提出してもらい、それを委託事業者がチェックして検証している。</u></p> <p>エコマークも GEN に加盟していると思うが、GEN もメンバー間の相互認証に取り組んでいると聞いている。もし GEN に加盟する環境ラベルが「同等 (Or Equivalent)」と判断できるようであれば、リストへの掲載もあり得るかもしれない。</p> <p><u>ガイドラインは 2016 年以降アップデートしていないが、アップデートを検討している。これまでに得られた教訓などを考慮していきたいと考えており、どこかのタイミングで共有できるとよい。</u>なかには、内容をより合理化したほうがよいとの意見や、製品カテゴリーごとに詳細を決めたほうがよいとの意見もある。ガイドラインには、基準がどのように制定され、管理・運営されているかを含める考えである。信頼性は運営機関のコンピテンシー（適切な運営能力）などをみることになるだろう。近いうちに、<u>合理化バージョンを共有できるとよい。</u>おそらく数か月以内と思われる。</p>
	その他	<p><u>私たちは、今のやり方がうまくいっていると感じている。将来的には、より多くの環境ラベルと協力していきたいと考えている。また統一していくかもしれない、相互認証も検討を始めている。市場競争を活かした手法はアメリカの文化の一つかもしれない。</u></p>

16) オーストラリア

(1) Good Environment Choice Australia (GECA)

ヒアリング概要

日 時：2021 年 1 月 12 日（火）11:00~12:15

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：(オーストラリア) Ms. Michelle Thomas(CEO), Ms. Pola, Ms. Judith, Good Environment Choice Australia (GECA)

(日本) (公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志
同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	<p>オーストラリアのGPPは連邦政府調達指針(CPR)や持続可能な調達ガイドによって推奨レベルで行われており、特に連邦政府レベルでは法規は定められていないという認識でよいか。</p>	<p>理解のとおりである。</p> <p>しかし、National Waste Policy Action Plan に基づき、容器包装などで再生材料を含んだ製品を調達することが強く求められている。オーストラリアのGPPは推奨レベルで、GPPを包括的に規定する法律や規制はない。また、建設分野でも廃棄物の扱いに関するポリシーのもと再生材料に関する要求もあり、環境ラベル認定製品を調達することは強く要求されてはいないが、GECAを参照することは非常に推奨されている。GECAのデータベースのリンクを貼るなどもしている。</p>
2	<p>環境ラベル認定製品の調達を義務、もしくは強く推奨している州はあるか。</p>	<p>全てを把握しているわけではないが、州レベルでもGPPを規定している法律はほとんどないだろう。</p> <p>GECAでは一定の入札においては、タイプ 環境ラベルの活用について調達担当者に向けて広く言及している。民間部門に目を向ければ、事業者向けの支援も行っている。特に建設分野の機関と協力し、廃棄物マネジメントに関して、GECAの廃棄物回収基準の活用を促すなどしている。</p>
3	<p>持続可能な調達ガイドの18ページに「調達の要件を定義するときに含めることができるが、調達商品またはサービスの仕様を説明することはできない」とあるが、WTOへの配慮か。</p>	<p>持続可能な調達ガイドのAppendix C にリストされている環境ラベルは参考として紹介されている。個人的な考えではあるが、ガイドライン策定に伴い、当局がWTOルールに即しているかを確認していないとは思えない。あくまでもガイドであり、表記されている環境ラベル製品を調達することを求めているわけではない。</p> <p>ECとのヒアリングで、環境ラベルの使用とWTOとの整合について特に意見をもらったことがないということだが、オーストラリアも同様である。最初の持続可能な調達ガイドがいつ発行されたかは不明で、それなりの長い期間で活用されているが、GECAとしては環境ラベルの活用とWTOの関連についての意見は聞いたことがない。日本でも、エコマークは参考の一つとして挙げられているだけなら、同等の環境ラベルも排除していないため、WTOには反していないと思われる。</p> <p>オーストラリアの持続可能な調達ガイドは、タイプ 環</p>

		<p>境ラベルとは表現せず、環境ラベルとしていることから表現に幅を持たせており、残念である。</p> <p>実際は、環境ラベルを活用するかは調達担当者に依るところが大きい。そのためにも、タイプ 環境ラベルはマルチクライテリアで第三者認証であるといった点を継続的に情報発信していく必要があると思う。</p>
4.	<p>海外のタイプ 環境ラベルであっても、持続可能な調達ガイド Appendix C に記されている環境ラベルとの同等性を調達担当者が確認できれば、活用が可能か。</p>	<p>Appendix C に挙げられている環境ラベルもあくまでも参考であり、調達担当者が設定する評価基準を満たしているものであれば、海外のタイプ 環境ラベルを活用することについては問題ないだろう。また、タイプ 環境ラベルに限らず、他の環境ラベルについても同様のことがいえるだろう。</p> <p>ただし、たとえ GEN 加盟のタイプ 環境ラベルといっても、同等性をチェックする法規も、機関もないためそれが自動的に受け入れられるかは難しいだろう。海外のタイプ 環境ラベルであっても、自国の GPP に取り入れるには課題も多いことは認識している。</p> <p>オーストラリアの持続可能な調達ガイドには、同等性には触れておらず、明確な示唆はない。</p>
5	<p>「持続可能な調達ガイド」(現在は 2020 年版)が発行される以前は、環境ラベルの参照が認められていなかったのか。当時の調達担当者の課題は何か。</p>	<p>オーストラリアでいつからポリシーのもと GPP/SPP が開始されたかわからないため、持続可能な調達ガイドによって環境ラベルを活用している調達担当者が増えたかはわからない。しかし、環境意識の高まりから、GECA にコンタクトしてくる担当者は増えていると感じている。</p> <p>また、2017 年頃に ISO20400「持続可能な調達ガイド」の策定員会に携わっていた時、持続可能な調達に関するイベントに参加し、持続可能な調達について参加者に尋ねたところ、知っている人はだれもいなかったが、認知も上がってきており、状況は改善してきていると思う。</p> <p>実際に、建設関連などで GECA にコンタクトしてくるところは増えてきている。</p>
6	<p>持続可能な調達ガイドの発行によって、環境ラベルを使用する調達担当者は増えたか。</p>	
7	<p>調達時には、認定の証明手段として認定証などの提出が求められるのか(調達担当者はどのようにグリーン製品であることを確認するのか)。</p>	<p>認定証を求めるケースもあるが、GECA の Web サイトで確認するケースもある。また、実際に GECA にコンタクトして、認定状況を確認されることもある。</p>

<p>8</p>	<p>調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用したGPP制度(法律、ガイドライン等)を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。</p>	<p>オーストラリアも日本と同様の課題を持っている。調達自体が同じルールで行われているわけではなく、例えば、オフィス機器の調達において、一方では環境ラベルとして GECA の参照を要求したり、もう一方では全く要求していなかったり、または推奨レベルとして設定するなど、非常に多岐にわたっている。また、対象とする品目にも依る。GECA としても、こういったことをまとめて、意見を発信していきたいと考えており、環境ラベルを活用することで調達担当者が GPP を実施することが容易となるといったことを伝え、環境ラベルがより使われるようになるとうい</p> <p>日本と同様に、オーストラリアも調達担当者は異動することが多い。重要人物のコンタクト先を持っていても、気が付くと連絡が取れなくなることがままある。</p> <p>オーストラリアの各州は非常に権限が強く、それぞれが独立した行動をとることが多いが、このコロナウィルスの状況下では連邦政府に強いコミットメントを示している。連邦政府の廃棄物ポリシーに基づき、再生材料を考慮した調達を進めており、GECA としても最初に選ばれる環境ラベルになるよう情報発信している。</p> <p>サーキュラーエコノミー法も議論が進められている。</p> <p>タイプ 環境ラベルをより活用するためには、ドライバーとなるものを活用すべきである。オーストラリアでは Green Building Council がドライバーであり、Green Building Council に GECA が活用されていることが大きな推進力となっている。</p> <p>入札資料の作成が容易となるよう GECA の活用を推奨している。品目毎に確認することがあり、調達担当者には負荷が大きいいため、GECA を活用することで作業が容易になると思う。</p> <p>環境ラベル認定製品の調達を義務化することは、課題も多いと感じている。環境ラベル認定製品がない品目もあるだろうし、一方で市場が環境ラベルを取得するよう誘導することが期待され、政府はジレンマを抱えることになるだろう。</p>
----------	---	--

17) フランス

フランスの担当者(行政側制度政策担当者、環境ラベル事業担当者および調達担当者)に直接コンタクトができなかったため、当協会が持つネットワークを活用することとし、フランス行政機関や UNEP 等の国際機関等で GPP や環境ラベルに関するコンサルティングを行っている同国のシンクタンクである Expertise France を通じて行政側制度政策担当者、環境ラベル事業担当者にアプローチを試みたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、担当者へのインタビューは実現しなかった。そのため、同国の GPP や環境ラベルに精通している Expertise France の担当者にインタビューを行うこととした。

(1) Expertise France

ヒアリング概要

日 時：2021 年 1 月 12 日（火）11:00~12:15

会 場：オンライン会議

言 語：英語

参加者：（フランス）Ms. Zoe LAGARDE, Expertise France

（日本）（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志

同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

	質問	回答
1	フランスでは、省庁や公的機関は GPP / SPP の実施と管理の参考として、ISO20400「持続可能な調達-ガイダンス」またはその他の関連 ISO を使用しているか。	ISO20400 や他の ISO が積極的に GPP に活用されているという事例は聞いたことがない。関連する ISO であれば、タイプ 環境ラベルの ISO14024 くらいではないか。フランスでは、EU エコラベルが積極的に活用されている。
2	「公共調達に関する政令第 2016-360 号（2016 年 3 月 25 日）」の第 4 章 第 10 条が EU の公共調達指令(2014/24/EU) の 43 条「ラベル」を反映させた条項であるが、WTO 協定（GATT）・GPA の非関税障壁はフランスでも考慮されたか。	EU の法体系や法的枠組みを鑑みると、加盟国は EU が定めた法規を実施する立場であることから、WTO の考慮は EU が行うべきと考える。
3	「公共調達に関する政令第 2016-360 号（2016 年 3 月 25 日）」の第 4 章 第 10 条に記さ	基本的に調達担当者が判断するものであるだろう。同等性の判断については、ADEME が発行しているガイドラインで示されている。

	<p>れている参考とするエコラベルの要件や同等性は、調達担当者が判断するのか。</p> <p>ADEME (Agence de la transition écologique : フランス環境エネルギー管理庁)によるサポートはあるか。</p>	
4	<p>エコラベルを GPP に活用する現状の枠組みは、あなたの立場から見て、WTO 協定 (GATT)・ GPA に反しないと思うか。</p>	<p>わからない。</p>
5	<p>調達担当者が環境配慮型製品・サービスをより容易に、確実に調達できるよう環境ラベルを活用した GPP 制度 (法律、ガイドライン等) を設計するにあたってアドバイスがあれば教えてほしい。</p>	<p>環境ラベルを活用した調達行動の易化は、GPP を促進する非常に良い手法である。より調達担当者が使いやすくなるように、品目ごとに活用可能な環境ラベルをリスト化するとより理解と取組が進むのではないか。</p>

GPP への環境ラベル活用における各国の考え方を表 3-1-3. にまとめた。

表 3-1-3. GPP への環境ラベル活用における各国の考え方(まとめ)

国	韓国	中国	台湾	タイ
ヒアリング先	韓国環境産業技術院(KEITI)*	中環連合(北京)環境認証センター 有限公司(CEC)*	環境発展財団(EDF)*	タイ環境研究所(TEI)*
WTO 加盟 (GPA 受諾)	加盟 (受諾)	加盟 (交渉国)	加盟 (受諾)	加盟 (オブザーバー国)
WTO 協定 (GATT) の考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業振興のための政策として許容範囲 ・ 国外製品 / 海外環境ラベルも入札で排除されない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考慮したかは不明 ・ タイプ ラベルは SCP を促進する効果的なツールとして国際的に認知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラベル認証は国内産品と海外産品を同等に扱っている ・ 入札における価格優遇であり、ラベル製品以外も入札で排除されない ・ 今後、世界のタイプ ラベルを GPP で受け入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 社以上の同仕様の製品を比較するプロセス、および公開入札と公示により担保 ・ 3 製品 / 会社以上の入札が確認できれば、環境ラベルは非関税障壁に当たらない認識 ・ MRA を通じてグリーンラベル認定された輸入製品は非関税障壁にならない
GPP での環境ラベル参照 / 推奨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国環境ラベル(タイプ)、グッドリサイクルマーク他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国環境ラベル(タイプ)、節能マーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンマーク(タイプ)、省エネラベル、節水ラベル他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンラベル(タイプ)、グリーンリーフ他
環境ラベルの参照方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実質的に、法律で具体的な環境ラベルを指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実質的に、法律で具体的な環境ラベルを指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実質的に、法律で具体的な環境ラベルを指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家計画で具体的な環境ラベルを指定
参照する環境ラベルの選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策との連携、信頼性の高さから国が管轄する環境ラベルを選定 	無回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に政府機関運営のラベルを選定 	無回答
入札仕様書等への記載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境ラベル製品の調達には前提条件や追加要件として扱われる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国環境ラベル製品は、全ての公共調達の入札資料で関連の要求が含まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (政府調達法第 96 条の)グリーン製品の入札時の優遇について記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札書類にグリーンカート / グリーンラベルを含める義務はない
国外の環境ラベル参照	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方向性は賛成だが、運用面の課題が多い 	無回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ GEN 加盟タイプ ラベルの GPP 受入を正式決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他のラベルを受け入れる情報はない

国	タイ	香港	シンガポール	欧州連合
ヒアリング先	公害監視局(PCD)	香港グリーン協議会(GC)*	シンガポール環境協議会(SEC)*	欧州委員会(EC)*
WTO加盟(GPA受諾)	同左	加盟(受諾)	加盟(受諾)	加盟(受諾)
WTO協定(GATT)の考慮	<ul style="list-style-type: none"> 3製品/会社以上の入札が確認できれば、環境ラベルは非関税障壁に当たらない認識 	<ul style="list-style-type: none"> 自由競争を担保し、特定の企業や商品を差別しないよう政府が配慮しつつ運用 ラベル基準への適合またはラベル取得を併記 	<ul style="list-style-type: none"> GPPにグリーンラベルを活用する政策は未実施(WTOの考慮も一因)。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共調達指令はGPAに準拠する必要があり、両者は多くの点で類似 一定の環境ラベルのみを要求せず、要件を満たす他の証明手段も認める
GPPでの環境ラベル参照/推奨	同左	<ul style="list-style-type: none"> GEN加盟タイプ ラベル、エネスタ、FSC他 	<ul style="list-style-type: none"> シンガポールグリーンラベル(タイプ)、省エネラベル 	<ul style="list-style-type: none"> EUエコラベル(タイプ)、その他のタイプ 環境ラベル
環境ラベルの参照方法	同左	<ul style="list-style-type: none"> 調達の参考情報として紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の品目で認定品の調達を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> 公共調達指令で参照可能な環境ラベルの要件を設定
参照する環境ラベルの選定理由	<ul style="list-style-type: none"> GPP促進分科委員会にて検討 一定の供給量と3社以上の入札を確保するため、グリーンラベルよりも緩いグリーンカート基準を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 自由競争や公平性を考慮し、環境保護署(EPD)が選定 	無回答	<ul style="list-style-type: none"> 参照可能な環境ラベル要件はISO14024(タイプ)を参考 タイプ 準拠のスキームで認証されていることを考慮
入札仕様書等への記載	<ul style="list-style-type: none"> GPP基準のコピー&ペースト GPPデータベースを参考にすることを推奨 	無回答	<ul style="list-style-type: none"> 各調達機関に委ねられる 	<ul style="list-style-type: none"> 技術仕様の定義、証明手段の一つとして記載
国外の環境ラベル参照	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れていない。グリーンラベルとMRAがある海外ラベルは検討可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> GEN加盟タイプ ラベルを参照 	<ul style="list-style-type: none"> 同等の環境ラベルも調達可能 	無回答

国	ドイツ	スウェーデン	ノルウェー	デンマーク
ヒアリング先	ドイツ連邦環境庁(UBA)*	TCO Development*	エコラベリング・ノルウェー*	エコラベリング・デンマーク*
WTO 加盟 (GPA 受諾)	加盟(受諾)	加盟(受諾)	加盟(受諾)	加盟(受諾)
WTO 協定 (GATT) の考 慮	・ WTO との整合は EU 公共調 達指令に依存	・ EU 公共調達指令と国内法と の整合をとる手法を採用	・ ノルウェーは EU 加盟国で はないが、欧州経済領域 (EEA) の合意に基づき、EU 公共調達指令を国内法に反 映	・ 欧州委員会が WTO を考慮 ・ 同様のラベルや文書も受け 入れることで、公平性と透 明性を担保
GPP での環境ラ ベル参照 / 推奨	・ ブルーエンジェル(タイプ) 他	・ ノルディックスワン(タイプ)、TCO(タイプ)、GEN 加盟タイプ ラベル	・ ノルディックスワン(タイプ) 他	・ ノルディックスワン(タイプ)、FSC 他
環境ラベルの参 照方法	法規等で参照可能な環境ラ ベルの要件を設定	同左	同左	・ 同左
参照する環境ラ ベルの選定理由	・ 参照可能な環境ラベルの要 件に適合するブルーエンジ ェルを選定	・ 参照可能な環境ラベルの要 件に適合する NS、TCO(タ イプ)を選定	・ 参照可能な環境ラベルの要 件に適合する NS を選定 ・ 公共調達支援機関(Diff)が、 受入可能な環境ラベルをア ドバイス	・ 参照可能な環境ラベルの要 件に適合する NS を選定
入札仕様書等へ の記載	「ブルーエンジェル適合、 または同等のもの」等を記 載	・ 無回答	・ Diff は入札での環境ラベルの 直接的な参照方法などはア ドバイスしていない	・ 契約当局が決定。最低要 件・授与基準・契約条件と して記載
国外の環境ラ ベル参照	・ 無回答	GEN 加盟タイプ ラベルの 活用を推奨	無回答	・ 無回答

国	デンマーク	イタリア	アメリカ	
ヒアリング先	コペンハーゲン市	国立環境保護研究所(ISPRA)	Green Electronics Council(GEC)	環境保護庁(EPA)
WTO 加盟 (GPA 受諾)	同左	加盟(受諾)	加盟(受諾)	同左
WTO 協定 (GATT)の考 慮	<ul style="list-style-type: none"> EU 公共調達指令に従い、他のタイプ ラベルや同等性が確認できた環境ラベル、証明方法を排除していない 調達分野に関連する全てのタイプ ラベルを入札書類に記載(海外ラベルも同等の扱い(同等性を示す必要なし)) 	<ul style="list-style-type: none"> 法令はすべて EU 公共調達指令を転置 EU 公共調達指令は非常に正確な法的経路により欧州で発効されているため完全に調和 	<ul style="list-style-type: none"> 参照可能な環境ラベルを評価する要求事項を策定し、活用可能な環境ラベルをピックアップする取組は非常に適切 政府はいかなる民間の環境ラベルも優先的に活用すべきでない 連邦政府の一部の法律等で規定されている環境ラベルの活用は、WTO を考慮していると思えない 	<ul style="list-style-type: none"> 将来的に連邦調達規則(FAR)から具体的な環境ラベルや基準は削除の方向(連邦政府機関の環境ラベルは残る) EPA 推奨リストは、分野ごとに可能な限り多くの基準と環境ラベルを掲載するよう配慮
GPP での環境ラ ベル参照 / 推奨	<ul style="list-style-type: none"> ノルディックスワン(タイプ)、EU エコラベル(タイプ)、その他タイプ ラベル 	<ul style="list-style-type: none"> EU エコラベル(タイプ)、ブルーエンジェル(タイプ) 	エナジースター、政府のラベルプログラム、EPEAT、エコロゴ(タイプ) 他	<ul style="list-style-type: none"> 同左
環境ラベルの参 照方法	環境ラベル製品の調達方針を策定	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	EPA が参照可能な環境ラベルリストを公表	<ul style="list-style-type: none"> 同左
参照する環境ラ ベルの選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 参照可能な環境ラベルの要件に適合しているタイプ ラベルを選定 	<ul style="list-style-type: none"> 参照可能な環境ラベルの要件に適合する EU エコラベル、BA(タイプ)を選定 	EPA 推奨仕様、基準、環境ラベルの選定ガイドラインに基づき選定	<ul style="list-style-type: none"> 同左
入札仕様書等へ の記載	調達分野に関連する全てのタイプ エコラベルを入札書類に記載するようアドバイス	無回答	無回答	無回答
国外の環境ラ ベル参照	全てのタイプ ラベルを受け入れている	<ul style="list-style-type: none"> 無回答 	<ul style="list-style-type: none"> EPA の要求事項に適合していれば排除されるものでない 	<ul style="list-style-type: none"> EPA ガイドラインに適合すれば可

国	オーストラリア	フランス
ヒアリング先	Good Environment Choice Australia (GECA)*	Expertise France
WTO 加盟 (GPA 受諾)	加盟 (受諾)	加盟 (受諾)
WTO 協定 (GATT) の考 慮	<ul style="list-style-type: none"> ・環境ラベルの参照はガイドラインであり、要件ではない ・環境ラベルの活用と WTO との整合について議論となったことはない 	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟国は EU が定めた法規を実施する立場であり、WTO の考慮は EU が行うべき
GPP での環境ラ ベル参照 / 推奨	・GECA (タイプ)、省エネラ ベル、節水ラベル 他	・EU エコラベル(タイプ)、 NF 環境マーク
環境ラベルの参 照方法	調達担当者向けガイドにて例 示	・環境性能の証明方法の一つと して活用
参照する環境ラ ベルの選定理由	・独立性・第三者認証・透明性 の高い検証システム	・参照可能な環境ラベルの要件 に適合する EU エコラベル (タイプ)を選定
入札仕様書等へ の記載	無回答	無回答
国外の環境ラベ ル参照	調達担当者が設定する評価基 準を満たせば可	・無回答

* タイプ I 環境ラベル運営機関

3 - 1 - 2 環境ラベルを使用したグリーン購入と WTO 政府調達協定との関係に関する日本国内における有識者等へのヒアリング

日本において、既存の環境ラベルを活用したグリーン公共調達を推進していくにあたっては、諸外国における環境ラベルを使用したグリーン公共調達の運用実態だけでなく、国際法、とりわけ WTO 紛争に精通した有識者の見解を聴取し、参考とすることが望ましい。本項では、日本国内の有識者 3 名にインタビューを依頼し、これまでの本調査で把握した諸外国における環境ラベルを活用したグリーン公共調達の実例と、前項 3 - 1 - 1 で実施したインタビュー結果を共有したうえで、既存の環境ラベルを活用したグリーン公共調達を日本国内で実施する場合の WTO 政府調達協定との整合性や留意点などについて見解を伺った。

1) WTO 政府調達協定に精通した有識者へのヒアリング

(1) 早稲田大学 社会科学総合学術院 教授 福永 有夏 氏

ヒアリング概要

日 時 : 2021 年 1 月 19 日(火) 14:00 ~ 15:20

会 場 : オンライン会議

参加者 : 早稲田大学 社会科学総合学術院 教授 福永 有夏 氏

(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志
同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

ヒアリング結果

- ・ エコマークは義務的なラベルではないので WTO 上の紛争になることはないという生徒に話していたくらいであり、今回のテーマは意外であった。
- ・ GPP における環境ラベルの扱いについて WTO に関連するかは、2 つの段階で検討する必要があると思う。
1 段階目は、GPP における環境ラベルの扱いが、非関税障壁に該当するかどうかは、実態をみて判断する必要がある。GPP における環境ラベルの扱い事例について、「B : 法規で環境ラベルを指し示している」や「日本では環境ラベルの活用を参照 / 参考としている」などの説明があり、参照や参考とは具体的にどういうことを指すのかという疑問もあるが、法令上どのように扱われているかだけでなく、実態を見て判断する必要があると考える。例えば、「B : 法規で環境ラベルを指し示している」に分類されている国の環境ラベルの扱いについて、本当に環境ラベル認定製品が要件となっているのか、実態を見ていく必要がある。
- ・ 2 段階目は、もしこれが非関税障壁にあたるとみなされたらどうなるかということである。
個人的には WTO 政府調達協定上の問題はないと思う。WTO 上、問題となるとすれば、政府調達協定もあるがあまり事例もないので、おそらく TBT 協定の判例を踏まえて政府調達協定を解釈していく必要があるだろう。TBT 協定でエコラベルの問題がどう扱われてき

たかという、ラベリング制度として、典型的に 2 つの問題がある。1 つが差別的かであり、もう一つは必要以上に貿易制限的であるかどうかである。

「差別的か」

ただ、「差別」の定義も TBT、GATT、GPA で異なる点も留意しなければならない（GPA は GATT に近い考え方になっている）。

「必要以上に貿易制限的であるか」

より問題になるのは、必要以上に貿易制限的であるかどうかということである。必要以上に貿易制限的であるかどうかは、GPP において環境ラベルを活用することが目的の正当性や重要性に照らして行き過ぎでないか、目的の実現性にこの制度（環境ラベル制度）がどの程度貢献しているのか、代替措置はないか（より貿易制限的ではない方法があるのか）等を踏まえて判断するものである。例えば、環境ラベルの取得が非常に厳しい条件となっているといった実態が確認されない限り、WTO で問題視されるとは考えづらい。

具体的なケースとして最近の WTO の判例を例に挙げると、オーストラリアのタバコパッケージに健康被害に関するラベリングをしなければならないといった法的要件についての紛争事例がある。結論としては、タバコの害を防ぐ目的に配慮したという形で加盟国の裁量を許容したという判例もある。非貿易的価値を実現するため、貿易制限措置を許容するような判断がされている。そういった傾向から推察すると、GPP に環境ラベルを活用することは、結論的には問題にならないだろう。

- ・まとめると争点としては、そもそも非関税障壁に当たるとは、仮に非関税障壁に当たるとすれば、差別的であるか、必要以上に貿易制限的であるかについて合致するのか、2 段階で判断すべきとの印象をもった。
- ・「同等性」については、以前、調査しようとしたところ、ほとんど資料がなく、大変だった経験がある。同等性については、WTO 上では厳しいルールがそもそもない。**同等性を判断することは事実認定**であり、事実認定に関して WTO は立ち入らない傾向にあるため、例えば同等性の判断に一貫性を欠くという問題があるとすれば、WTO 協定上問題になるかもしれないが、同等性があるかないかの判断のところでは WTO で問題になるとは考えられない。事実認定を覆すとは考えられない。
- ・一貫性は持っておく必要がある。「同等」の判断は事実認定であるので、WTO 上の問題になるとは考えにくい。判断基準の明確さ、一貫性、判断の過程が透明であることは説明できるようにしておいたほうがよい。
- ・以上のことは、実態（Substance）についての話であるが、手続きについて、手続きの透明性に関する要請も強い傾向がある。調達との関連では必ずしもないが、ラベリングやプライベートスタンダード（法令上の要件ではないもの）の任意の基準が増えており、途上国で貿易障壁となっているという指摘がある。そのような問題意識があり、透明性を高めていこうという動きもあり、WTO だけでなく、TPP 協定のような FTA で追加的な透明性を求められる傾向もあり、透明性も配慮していく必要があると考えている。

ヒアリング結果

- ・ 環境ラベルを付ける / 付けないではなく、基本的な問題としては商標を使うか / 使わないかと思う。環境ラベルが商標に該当するかどうかは別問題であるが、環境ラベルも商標として登録できるようなので、商標であると思われる。WTO における商標の定義は、TRIPs 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定：WTO 協定付属書 1C）⁵の第 15 条 1 項を参照して判断することになる。仮に紛争解決手続きに訴えられた場合、パネル及び上級委員会は同項に該当するかどうかといった見方をする。

<参考> TRIPs 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定：WTO 協定付属書 1C）

第 2 節 商標

第 15 条 保護の対象

- (1) ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語(人名を含む。)、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

- ・ 日本の場合、エコマークは商標登録できるため、商標に該当するという前提で話をする。本件は政府調達協定の第 10 条 4 項よりも、**第 10 条 1 項や 2 項**に係る内容かと思う。この 1 項、2 項は、技術仕様を定めることに関する条項であり、技術仕様とは製品のスペックのことで、同協定第 1 条(u)号の定義規定にて品質や性能、製造工程のことであると示されている。本質は、技術仕様を定める際の環境ラベルの有無ではなく、環境ラベルの認証を受けるに足るだけの環境性能を（調達対象物が）有しているかどうかであろう。公用車の調達を例に挙げると、排気量や乗車定員などのスペックの一つとして、環境ラベルの認証に相当する環境性能を求めるということであれば、環境ラベルの有無以前に、求める環境性能が技術仕様の要求として適切かどうかが出発点となる。

エコマークを求めることは、政府調達協定 第 1 条(u)号に規定されている技術仕様に該当するという認識が大事である。

<参考> 政府調達協定 第 1 条

第一条 定義

この協定の適用上、

⁵ <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/trips/chap3.html#law15>

- (u) 「技術仕様」とは、次の事項について規定する入札の要件をいう。
- () 調達される物品又はサービスの特性(品質、性能、安全及び寸法を含む。)又は生産若しくは提供の工程及び方法
 - () 物品又はサービスについて専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件が適用される場合には、当該要件

- ・ 環境ラベルの要求が、第1条の技術仕様に該当する前提で言えば、第10条の1項の「技術仕様は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は運用してはならず、また、適合性評価手続きを定めてはならない」へとつながる。技術仕様の一つとして環境ラベルの取得が要件となっているかだけでなく、その環境ラベルの認証手続きがWTO的に適切かという話にもなる。これら全てをパッケージとして、国際貿易に対する不必要な制限となっていないかを見る必要がある。
- ・ 同条2項には「(a) 当該技術仕様をデザイン又は記述的に示された特性よりも性能及び機能的な要件に着目して定めること。」とあり、環境ラベルの要件が対象製品・サービスの環境性能に従って設定されているのであれば、(a)号は満たしていると判断されるだろう。
「(b) 国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格又は建築基準に基づいて当該技術仕様を定めること。」については、エコマークが則っている国際規格はISO14024以外なく、国内の任意規格であることから、問題なく適合していると考えられる。
- ・ 同条4項の「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない」の解釈について、エコマークを取得していなくとも、同等の環境性能を有しているものは排除しないということを技術仕様に明記していればよいという理解は正しい。(環境ラベルの取得を)例示として使用することは問題ない。
- ・ 6項を理解することも必要である。同項で、技術仕様である環境性能によって産品を差別することがGPAで認められており、違反にならない手掛かりとなる。
- ・ 以上を踏まえ、説明を聞いた限りにおいては、提案内容については特段おおきな引っ掛かりはないと考えられる。

<参考> 政府調達協定 第10条

第10条 技術仕様及び入札説明書

1 技術仕様は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は運用してはならず、また、適合性評価手続きを定めてはならない。

2 調達機関は、調達される物品又はサービスの技術仕様を定めるに当たり、適当な場合には、次の要件に従う。

(a) 当該技術仕様をデザイン又は記述的に示された特性よりも性能及び機能的な要件に着目して定めること。

(b) 国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格又は建築基準に基づいて当該技術仕様を定めること。

4 調達機関は、技術仕様を定めるに当たり、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン、型式、産地、生産者又は供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、調達機関が入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。

6 締約国（その調達機関を含む。）は、この条の規定に従い、天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。

- ・ 説明のあった韓国と台湾の主張には注意が必要である。国産品と輸入品を同等に扱っているので非関税障壁に該当しないという主張だが、形式的ではなく実質的に同等でなければ不利な待遇を受ける可能性がある。

政府調達とは関係がないが、ドミニカ共和国において、タバコ包装に税印紙を貼り付ける規則があり、国産品も輸入品も同額の印紙が要求され、形式的には差別となっていないが、実態において差別（輸入品が不利となる待遇）と判断された。国産品は、ドミニカ共和国内の工場の生産ラインに印紙を貼る設備を入れていたが、輸入品（ホンジュラス）はドミニカ共和国に輸入してから開梱し、一つずつ印紙を貼る作業が発生し、タバコの単価が低いことから、約1割のコスト増になった。国産品と輸入品を対等に扱っていると考えていても、政府調達協定の第4条「一般原則」1項の「不利でない待遇を与える」という条項に抵触した事例である。この条項は、GATT第3条と同じ書きぶりであり、パネル及び上級委員会では国産品と輸入品の競争条件（Competitive Condition）がイコールであることが求められるとしている。

- ・ 環境ラベルの取得に関して、国産品と輸入品を形式的に同等に扱っているとしても、**実態として**輸入品/海外事業者が取得しづらくなっていないかを考える必要があり、競争条件の平等が保証されていることが重要となる。
- ・ 海外供給者が存在しているがゆえに、気づかないうちに海外供給者にとって厳しい要件となることがある。例えば、納期や入札期間であったり、使用言語であったりもするので、情報の公示についてはWTOの公用語を使用する。条文に記載されているわけではないが、エコマーク制度も同様に考えたほうがよい。
- ・ 「3製品/会社以上の入札があることが確認できれば、環境ラベルは非関税貿易に当たらないと考えている。」というタイの主張は受け入れられないだろう。
- ・ 「国外製品であっても、入札に排除されていない」、「前提条件ではなく、優遇措置である」という韓国の主張も受け入れられないだろう。国産品の方が環境ラベルを取得しやすい結果、調達において国産品が有利となれば、平等な競争条件が保証されているとはいえない。

排除されていなければよいのではなく、同じ土俵で競争されているかどうかで判断しなければならない。

- ・ 万が一、環境ラベルや環境性能に係る法令が政府調達協定のいずれかに違反するとされたとしても、制度設計が適切であれば、GPA 第 3 条 安全保障のための例外及び一般的例外 2 項 「(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」の条項をもとに救済（抗弁）できるだろう。この条項に「環境」が含まれるかどうかの議論はなくはないが、これまでの判例を見る限り、環境はこの条項に含まれるだろう。また、この条項は、GATT 第 20 条(b)号とほぼ同じである。
- ・ 政府調達協定の第 3 条 2 項「2 この協定のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置が、同じ条件の下にある締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。」のただし書きにも注意が必要である。仮に、環境ラベルが要求する環境性能や要件、同等性が内外差別とされた場合、内外差別の理由が環境保護と関係がないところにあると疑われないようにする必要がある。内外差別が環境保護の政策に鑑みて起きていることであると説明できれば、同項に抵触することはまずないだろう。
これは積極的抗弁であるため、GPA の第 4 条や第 10 条に違反するとなった場合、この第 3 条の一般的例外規定をもとに説明することになる。第 10 条 6 項で、環境の基準を設けることができる」と明確になっているため、物品を環境性能に従って差別・区別をすること自体は、第 4 条「内国民待遇」や第 10 条に違反するとは考えられず、この第 3 条 2 項による抗弁の出番はないだろう。

<参考> GPA 第三条 安全保障のための例外及び一般的例外

2 この協定のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置が、同じ条件の下にある締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。

- (a) 公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置
- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

- ・ (エコマーク)台湾や韓国など現地監査を前提としている環境ラベルを GPP に引用する場合、場所による費用の違いなどで内外無差別に抵触すると考えられるか。
- ・ 現地監査と適合性評価は、TBT 協定の第 5 条(5.1.1 項)が適用される。現地監査は TBT 協定で認められているが、政府調達に持ち込んだ場合に不利になると考えられるかもしれない、対象施設が海外の場合は差別にならざるを得ないが、現地監査を行わなければ環境性能を評価できないのであれば、第 3 条一般的例外で説明がつくのでないか。環境保護という目的と照らして関連性または合理性のない差別ではないと思われるので、現地監査は第 4 条の内国民待遇には抵触しないと判断されると考えられる。

TBT 協定と GPA の両方を統合的に解釈するのが、上級委員会の一般的な傾向だと思う。GPP に活用される環境ラベルにおける現地監査の実施が差別であると指摘されれば、同様にセーフティネットとして、第3条一般的例外の出番となるだろう。

- (エコマーク)韓国環境ラベルでは、申請時に申請企業の法人登記を示す証明書の提出が求められているが、問題とならないか。
- 環境ラベルの取得になぜ法人登記を証明する書類が必要なのかを合理的に説明できなければ、技術仕様として不必要な制限になるので、内国民待遇に抵触する可能性があるだろう。注意する点は、内外無差別だけではなく、不必要な制限になっていないかである。
- (エコマーク)原料供給先が海外の場合に限り、証明書類として写真などの追加書類を要求することは内外無差別に抵触しないか。
- 感覚的には問題にならないと思う。国内外で形式的に全く同じであっても問題があるとの裏返しで、形式的に違っていたら問題というわけではない。実質的な内外の平等を見るところである。海外事業者が追加的な証明を求められることは、手続き的に仕方がないと思う。万が一、それが問題となれば第3条一般的例外を適用すればよい。任意の制度でもあるため差別に当たらないだろう。
- 第3条（実際は GATT 第 20 条）柱書きに関する環境関連の事例では、アメリカのエビの輸入に関するエビカメ事件やブラジルの再生タイヤの輸入制限に関する事例が参考になる。ブラジルの再生タイヤの輸入制限については、一部の国からの輸入制限を解除して優遇した事例であり、環境目的で再生タイヤを制限したものの、その解除理由が環境保護の目的と合致していないことから、不必要な制限であるとして違反とみなされた。
- 同等性について、Equivalent の単語を調べたところ TBT 協定の相互認証の条項にあったが、WTO 紛争解決事例において Equivalent を解釈した事例はないと思われる。同等性については、取得を前提とせず環境性能があればよいのであるから、第 10 条 4 項にある通り、「又は同等のものであること」を付記することで本項に抵触しないだろう。ただし、EU やアメリカのように、参照する環境ラベルの要件を内規やガイドラインとして持っておくほうが安全で、恣意的な審査ではないという状態にしておくことが、同等性を議論するときには大事である。その同等性を要求する要件の中に、環境保護目的と照らし合わせて、合理的でない要件が入らないようにすべきである。

以上

(3) 明治大学 法学部 教授 柳 憲一郎 氏

(同氏はグリーン購入法の特定調達品目検討会委員でもある(令和 2 年度時点))

ヒアリング概要

日 時：2021 年 2 月 22 日(月) 14:00 ~ 15:20

会 場：オンライン会議

参加者：明治大学 法学部 教授 柳 憲一郎 氏

(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志

ヒアリング結果

【WTO・GPA との整合】

- これまでの私の理解では、タイプ 環境ラベルは任意の環境ラベル制度であり、政府関与がそれほど強くなければ、消費者が購買選択のための情報を提供するラベルという位置づけであることから、WTO との整合性については問題にならないものと認識していた。今回のプラスチック製ごみ袋の改正案に記されている通り「エコマーク認定基準を満たすこと又はこれと同等のものであること」を含んだ判断の基準が閣議決定され公表されていくことになる、政府関与の強いラベルとして見られ、WTO 上の懸念となる可能性が出てくるのかもしれない。基本方針は英語でも公表されるため、GPP においては任意のラベル制度から、強制制度に近づいていっていると国際的に誤認されないかという懸念はある。
- プラスチック製ごみ袋は、エコマーク認定基準 No.128「日用品」にて対象となっており、基準や証明方法が詳細に規定されているが、生産工程や輸出入に関して途上国等が対応できないとしてクレームがつく可能性はないか。WTO 上で問題となるのは、生産工程や生産様式が輸出入において実質的な障壁になるかである。基準では、植物由来プラスチックが 25%以上とあるが、開発途上国が植物由来プラスチックを用いた製品の製造を非関税障壁と感じ、疑義を表明するかもしれない。さりとてエコマークでは、TBT 協定の適正実施基準に従い、基準を作成する際に 60 日間の意見公告を行うなど WTO に配慮してきているということもある。

【同等性】

- 「同等のもの」についてどのように判断するかは、WTO でも「同等性」については触れていないと思われるため、議論の俎上に上がる可能性がある。GPA 第 10 条 4 項に従って「同等のもの」を付したということは理解したが、現実には同等のラベルは国内に存在しないのではないか。
- (「同等のものであること」を付すことで、国内ラベルだけでなく)海外の環境ラベルを受け入れられる可能性があるということは理解した。エコマークでは海外の機関と相互認証を行っているため、相互認証の対象ラベルで、判断の基準に適合するものは、エコマークと同等のものとして入ってくる可能性はあるということか。

【エコマークを参照することの影響】

- 自治体に限らず国の機関の調達担当者等にとって、判断の基準への適合判断は非常にわかりづらいため、今後はエコマークを参照して調達すればよいということになれば判断が容易となり、調達業務が楽になるだろう。エコマークの品目数はかなり増えていこう。
- 参照する環境ラベルは、第三者認証や制度の透明性などが担保されている環境ラベルが望

ましいという趣旨は理解する。ISO14000 シリーズなど、新しいバージョンになることで対応が変わってしまうケースもあるため、タイプ 環境ラベルに対応する ISO 規格も、適宜、改定動向をチェックするとよい。欧州が設定している参照可能な環境ラベルの要件は、ISO14024 を念頭において設定したという説明だが、ISO で謳っている透明性や信頼性の確保など、ISO に引きずられている印象もある。ISO は、どこの国が主導権を握るかで大きく変わり、国益にも関連することであるため注意が必要である。

- ・ 次年度以降、判断基準にさらなる品目の追加を検討していくのであれば、製品の供給状況等に問題がないことを十分に確認したほうがよい。

【グリーン購入法との関係】

- ・ 基本方針「(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供」では、「エコマークなどの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図る」と記載されており、エコマークをはじめ環境ラベルの活用は参考情報という位置づけである。今回、エコマークを判断の基準に明記することは、十分な活用を図る取組の一環であると理解する。また、同項では「エコマークやエコリーフなどの第三者機関による環境ラベルを活用」、「オフセットの認証に関するラベル、カーボンフットプリントマークを参考とする」と『活用』と『参考』を区別している。新たな位置づけに対応した記述の検討が必要ではないか。

以上

3 - 1 - 3 環境ラベルを使用したグリーン購入が、WTO 政府調達協定と整合的であるための論点

1) GPP において環境ラベルを指し示すことと WTO・GPA の整合性

(1)環境ラベルを指し示すことと WTO・GPA の整合性

3 - 1 - 1 項でインタビューを行った 15 カ国すべてにおいて、GPP において環境ラベルを指し示すこと自体が、WTO 政府調達協定に抵触するとの見解をもつ専門家はいなかった。

まず、特定の要件を満たす環境ラベルを証明手段の一つとして活用可能としている EU 公共調達指令について、欧州委員会(EC)の担当者からは、公共調達指令は当然に GPA に準拠しているとの見解が得られた。なお、EU 加盟国(ドイツ、スウェーデン、デンマーク、フランス等⁶)については各国機関とも、公共調達指令を策定した EC が WTO ルールを考慮しており、それを国内法に反映しているだけという認識であった。

そのほか、GATT 第3条(内国民待遇原則)8項の例外規定で GPP は中小企業振興のための政策の一つとして認められているため、差別的な措置もある程度は許容範囲(韓国)といった意見や、GPP 基準を策定する際、3 製品/会社以上の入札があることが確認できれば、環境ラベルは非関税貿易に当たらないとの見解もあった(タイ)。

一方、3 - 2 - 2 項で行った日本国内の有識者からは、WTO 政府調達協定上の問題はないと考

⁶ ノルウェーは EU 加盟国ではないものの、欧州経済領域への合意にもとづき、同様に EU 公共調達指令を国内法に反映している。

えられるとの見解が得られた。早稲田大学の福永教授からは、GPPにおける環境ラベルの扱いが非関税障壁に該当するかは、法令上の扱いだけでなく実態をみて判断する必要があるとの指摘があった。TBT協定で扱われるラベリング制度の典型的な問題としては 差別的か、必要以上に貿易制限的であるかであり、目的の正当性や重要性に照らした環境ラベル制度の貢献度合、代替措置の有無（より貿易制限的ではない方法があるか）等を踏まえて判断する必要があるという見解であった。

同様に上智大学の川瀬教授も、環境ラベルを要件とすることは、政府調達協定 第1条(u)号に規定されている技術仕様に該当し、環境ラベルの要件が対象製品・サービスの環境性能に従って設定されている限り、GPA 第10条6項で、環境の基準を設けることができると明確になっているため、物品を環境性能に従って差別すること自体は、GPA 第4条「一般原則」や第10条「技術仕様及び入札説明書」に違反するとは考えられないとの見解であった。

明治大学の柳教授からは、判断の基準に具体的な環境ラベルが記載されることで、政府関与の強いラベルとして見られるようになり、WTO上の懸念となる可能性が出てくるのではないかと指摘があった。また、非関税障壁とならないための配慮として、TBT協定の適正実施基準に従い、基準を作成する際に60日間の意見公告を行うなどの対応の必要性についても言及があった。

(2) 環境ラベルを指し示すメリット

3-1-1項でインタビューを行った15カ国はすべて、公共調達において、GPP基準を設定するよりも環境ラベルを活用すべきとの見解であった。多くの国で、環境ラベルは基準と証明が一体となっているが、基準の場合は要求事項のみであり、調達担当者は調達する製品・サービスがその要求事項に適合しているか確認する必要があると負担が大きいことをその理由に挙げた(台湾、アメリカ、ドイツ、スウェーデン、デンマーク等)。環境ラベル認定製品の調達を要求することで、よりGPPの取組度合いを高めることができるという意見もあった(台湾)。明治大学の柳教授からも、国・自治体の調達担当者等にとって判断の基準への適合判断は非常にわかりづらいため、環境ラベルを参照することで判断が容易になるとのコメントがあった。

なお、諸外国では入札要件に適合していることのエビデンスを求める場合も見られ、環境ラベルを参照している国では、証明書類や認定証、ライセンス番号、あるいは環境ラベルのWebサイトに該当製品が掲載されているかを確認している(韓国、中国、タイ、香港、デンマーク、ノルウェー、オーストラリア)ほか、公共調達システムによって担保されている国もあった(韓国、台湾)。こうした入札要件への適合確認が容易に行える点も、環境ラベルを参照する大きなメリットの一つとして挙げられている。

調達品目の選定・確認に環境ラベルは非常に効果的。GPPにおいて環境ラベルを指し示すこと自体は、WTO政府調達協定上の問題はないと考えられる。

2) 海外の環境ラベル、海外製品の取扱い

環境ラベルの認定を受けていない国外製品が入札で排除されていなければ非関税障壁にあたら

ないとの見解も複数から聞かれた。基準内容や手続き、提出書類などにおいて、国内物品と海外物品とを全く対等に扱うことで WTO に反しないという考え方である(韓国、台湾、オーストラリア)。しかしこの点について、上智大学の川瀬教授からは、国産品と輸入品を同等に扱っているので非関税障壁に該当しないという主張は、形式的ではなく実質的に同等でなければ不利な待遇を受ける可能性があるとの指摘があった。なお、海外の環境ラベルや海外産品を対等に扱うための方策として、国際規格となっているタイプ 環境ラベルを活用する動きが複数国で見られた(台湾、タイ、デンマーク)。台湾では、GEN 加盟のタイプ 環境ラベルを国内 GPP で受け入れるようガイドラインや規則を改定することが決定したとの情報が得られた。またデンマークのコペンハーゲン市の入札では、日本のエコラベルを入札資料に記載することもでき、入札者は日本のエコラベルがノルディックスワンまたは EU エコラベルと同等であることを文書で証明する必要はないという運用が行われている。

一方、海外環境ラベルを自国の GPP に受け入れる際の課題として、各国の認証方法や運用、法的要求事項の違いなどから難しいと考える国もあった(韓国)。

GPP に環境ラベルを指し示す場合、当該ラベル制度が、海外の環境ラベルや海外産品を排除しないことを確認する必要がある。タイプ 環境ラベルはこの条件に即しており、世界で実施されていることから、どの国の GPP にも受け入れやすい利点がある。

3) GPA における「同等」の許容

(1) 諸外国における「同等」の考え方

WTO 政府調達協定の第 10 条 技術仕様及び入札説明書 第 4 項では、「調達機関は、技術仕様を定めるに当たり、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン、型式、産地、生産者又は供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、調達機関が入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。」と規定している。今回インタビューした国においても GPP 法令等で同様の記述が見られ、この規定に整合しようとする配慮が伺える(韓国、香港、オーストラリアなど)。一方で、この「同等であること」をどのように判断するかは、多くの国で課題として挙げられた(香港、EC、ドイツ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、アメリカ、オーストラリアなど)。

調達担当者にとって、どの環境ラベルが活用できるのかは非常にわかりづらく、環境ラベルの比較を各調達機関が行うことは負荷が大きい。このソリューションとして、同等性の判断の責任は各調達機関に委ねるべきではなく、法律等に組み込むべきとの意見もあった(EC)。デンマークでは、「同等性の証明について調達機関が 1 時間以上要さない」という要件を法律に組み込んでいるという。

また、「同等であること」は第三者認証か否かなど、活用できる環境ラベルに適合するかが争議になることも多く、司法裁判に発展する可能性も指摘された(ノルウェー、デンマーク)。

(2) 「同等」の法的な背景

今回のインタビューは行政機関に対しても行っているが、GPA の「同等 (Or Equivalent language)」の定義を把握している機関はなかった(アメリカ)。WTO では多くの Case law (判例 / 紛争事例) があるなか、GPA の「同等」については事例がないということであった。

日本国内の有識者からは、WTO 上では「同等性」について厳しいルールがそもそもなく、その判断は事実認定であり、WTO で問題になるとは考えられない(早稲田大学 福永教授)との見解や、同等の環境性能を有しているものは排除しないということを技術仕様に明記していればよい(上智大学 川瀬教授)との見解が得られた。また両氏に共通して、参照する環境ラベルの要件を内規やガイドラインとして定めておき、恣意的にならないようにすることが望ましいとの助言をいただいた

なお、政府調達協定第 10 条第 4 項の「商標」の定義についても確立した見解はなく、エコマークが商標登録されているという事実はあるものの、エコラベルは多くの商品を認定する制度であり、特定の商品に限定しているわけではないため、排他的とはいえないので商標に当たらないと思われるとの見解が示された(早稲田大学 福永教授)。WTO における商標の定義は、TRIPs 協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 : WTO 協定付属書 1C) の第 15 条 1 項を参照して判断することになる (上智大学 川瀬教授)。

GPA 第 10 条にもとづき、特定の環境ラベル等を指し示す場合は「又はこれと同等のもの」等の文言を付す必要がある。また、「同等」を判断するためのガイド等を別途に設定することが望ましい。

4) 環境ラベル等の選定基準

GPP の実施にあたっては、環境への影響と経済的メリットを考慮するだけでなく、多くの入札者にとって平等で、不要な参入障壁をできる限り生じさせない制度設計が求められる。そのため、環境ラベル等を参照する場合には、特定の環境ラベルだけを優遇せず、一定の条件を満たす環境ラベルであれば、国内外を問わず排除されないようにする必要がある。

EU 公共調達指令 第 43 条もこの趣旨を尊重しており、特定の環境ラベルのみを要求することはできず、要件を満たすのであれば、他の証明手段も認めなければならないと規定している。一方、EU 公共調達指令 第 43 条への適否は各調達機関が判断することとなっているため、各調達機関が適否を判断することが難しいといった課題もある。EC の担当者によると、この判断に関する加盟国からの問合せは多く、加盟国のなかには、第 43 条の要求事項を満たしているかどうかを評価し、適合している環境ラベルのデータベースを構築しているところもあるということであった。

EU 公共調達指令 第 43 条のように、参照可能な環境ラベルの要件を定めるという考え方は、アメリカにも共通していた。現時点では、議会の承認を得る必要がない大統領令に連邦調達規則(FAR)の改定が追いついておらず、FAR に特定の民間の環境ラベル(EPEAT など)を指し示す記述が見られるが、将来的には、FAR から具体的な環境ラベルや基準を削除し、参照可能な

環境ラベルを評価する要求事項を策定する方向であるとの談話が EPA 担当者から得られた(ただし、連邦政府機関が運営する環境ラベルは FAR に残るだろうとも示唆)。

環境ラベルの運営主体については、政府が管轄する環境ラベルは政策と連携しやすく、信頼性も高いため GPP に活用されているとの談話もあった(韓国)。

また、タイプ 環境ラベルは参照可能な環境ラベルの要件に合致しているとの見解も複数から得られた(EU 加盟国、中国など)。EC 担当者からは、EU 公共調達指令 第 43 条で規定されている要求事項のほとんどは、タイプ 環境ラベルを規定する ISO14024 を参考としたとの談話があった。

なお、グリーン購入法の特定調達品目検討会委員でもある明治大学の柳教授からは、同法の基本方針「(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供」では、「エコマークなどの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図る」と記載されており、エコマークをはじめ環境ラベルの活用は参考情報という位置づけであるため、環境ラベルを判断の基準に明記するのであれば、新たな位置づけに対応した記述の検討が必要ではないかとの指摘があった。

日本で環境ラベル等を参照する場合、参照可能な環境ラベルの要件を定めることが望ましい。その際、タイプ 環境ラベルは運営の透明性、第三者認証、ライフサイクル考慮、海外製品の無差別等といった特性を網羅しているため、要件を設定するうえで参考となる。

3 - 1 - 3 日本のグリーン購入法における環境ラベルのさらなる活用に向けて

今回の調査結果を踏まえたうえで、日本のグリーン購入法において環境ラベルを活用する場合の留意点は以下のように整理することができる。

1) 参照する環境ラベル等の要件の明確化

(1) 参照する環境ラベルが不必要に貿易制限的でないか

GPP による環境負荷低減効果を確実にするという目的に照らして、不必要に貿易制限的な基準項目が、参照しようとする環境ラベル基準または審査手続き等に含まれていないかを予め確認する必要がある。その際、形式的に海外事業者を排除していないとしても、実質的な差別になっていないかにも注意が必要である。

政府調達協定 第 4 条 原産地に関する規則に抵触すると考えられる事例
国外事業者のみに特定の製造方法や工程を強いる要求事項
環境性能と関連がない、国内での法人登記を申請資格とする要求事項
同条に抵触しないと考えられる事例

環境性能の証明に必要な現地監査を要求し、費用が国によって異なる⁷
環境性能の証明に必要な証明書類が国によって異なる

(2) 諸外国の GPP で活用されている環境ラベル等との整合 ～タイプ 環境ラベルの活用～

WTO の基本原則である「無差別」、「自由化」の観点から、公共調達において活用し得る環境ラベルは差別的ではないこと、必要以上に貿易制限的でないことが求められる。EU 公共調達指令においてラベルの活用を規定している第 43 条では、環境ラベルの要求事項は客観的に検証可能で、非差別的であること、すべてのステークホルダーが参加可能で透明性のある制度であり、アクセス性が担保されていること、そして第三者認証による制度であることが要件として挙げられており、WTO の基本原則を網羅していると考えられる。したがって、これらの要件を満たすタイプ 環境ラベルであれば、その活用が WTO に抵触するとは非常に考えづらい。EC では、ライフサイクルに基づく基準、第三者認証、制度の透明性等といったタイプ 環境ラベルの特徴から、タイプ 環境ラベルをこれらの要件を満たす環境ラベルと捉え、活用を強く推奨するとともに、他の多くの国においても参照されている（アメリカ、EU のガイドラインでもタイプ 環境ラベルが適合するとされている）。

また、海外産品を排除しておらず、世界で広く実施されているため他国のタイプ 環境ラベルも自国の政府調達に受け入れられる利点がある。タイプ 環境ラベルの国際規格である ISO14024 は、「5.12 国際貿易上の側面」において「環境ラベル制度の手続及び要求事項は、国際貿易に対して不必要な障害を設ける意図をもって、準備、採択又は適用をしてはならないし、そのような効果をもたらしてはならない。」と規定している。

なお、参照できる環境ラベルを選定する判断基準(ガイドライン等)や手続き等についても明確にしておくことが望ましい。

(3) 特定調達品目毎に適切な環境ラベル等を定義する

全ての特定調達品目に一律に環境ラベルの参照を適用することはできない。幅広い品目をカバーする「エコマーク」においても、グリーン購入法の特定調達品目のカバー率は 7 割程度であるし、また、同一品目においては、参照しようとする環境ラベルがグリーン購入法の判断の基準をすべて満足し、かつ、より厳しい基準である必要がある。さらに、公共調達は日本全国で調達可能な基準を設定する必要があるため、環境ラベル製品の供給状況についても考慮する必要がある。したがって、グリーン購入法で環境ラベルを参照する際には、こうした条件を満たせる品目を選定して実施していく必要がある。

2) 環境ラベル等を指し示す場合の表記

環境ラベルの認定を取得した製品でなくとも、その環境ラベルの取得に足る技術仕様(基準)を満足する製品であれば、入札等に参加できるようにする必要がある。したがって、環境性能にフ

⁷ 現地監査を含む適合性評価は、TBT 協定 第 5 条に照らし許容されると解される。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000410.html#article5

オーカスした技術仕様(基準項目)を明記したうえで、参照可能な環境ラベル等を選択肢の一つとして併記することが望ましい。また、環境ラベル等を指し示す場合には、認定製品に限定せず、あくまで基準要件の満足を求める「エコマーク認定基準を満たすこと」といった表現が望ましい。また、エコラベルが「商標」に該当するかは議論があるものの、特定の環境ラベルを指し示す場合は GPA 第 10 条に従って「又はこれと同等のもの」を付すことにより、同等の技術仕様(基準)を持つその他のラベルや、基準適合を証明する方法を排除しないことを明確に示すことができると考えられる。

「プラスチック製ごみ袋」への導入例

【判断の基準】

○次のいずれかの要件を満たすこと。

次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。

ア. 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の 25%以上使用されていること。

イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。

ウ. 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。

エ. プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。

エコマーク認定基準を満たすこと又はこれと同等のものであること。

3) グリーン購入法における今後の展開

今後の展開としては、本年度中に一部の特定調達品目で「判断の基準」にエコマークを参照する項目を導入し、2022 年度以降も、製品の供給状況等に問題がないことが確認された特定調達品目から順次、「判断の基準」への追加を拡大すること望ましいと考える。

本年度は現行の特定調達品目のうち、判断の基準とエコマーク基準とが完全に整合しており、該当するエコマーク認定商品数も多く市場における製品供給面の不安が小さい「画像機器等」のうちの「カートリッジ等」、ならびに「ごみ袋等」で導入することが考えられる。次年度以降は、同様に導入するための条件が整っていると考えられる文具類、画像機器等、消火器などが有力な候補として挙げられる。